

平成27年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年3月4日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よ～らん館))

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について
第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛驒市栄町防災センター)
第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
第44	議案第48号	市道路線の廃止について
第45	議案第49号	市道路線の認定について
第46	議案第50号	平成26年度飛驒市一般会計補正予算(補正第7号)
第47	議案第51号	平成26年度飛驒市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第48	議案第52号	平成26年度飛驒市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第49	議案第53号	平成26年度飛驒市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第50	議案第54号	平成26年度飛驒市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第51	議案第55号	平成26年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第52	議案第56号	平成26年度飛驒市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第53	議案第57号	平成26年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第54	議案第58号	平成26年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第3号)
第55	議案第59号	平成26年度飛驒市駐車場事業特別会計補正予算(補正第2号)
第56	議案第60号	平成26年度飛驒市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
第57	議案第61号	平成26年度飛驒市水道事業会計補正予算(補正第4号)
第58	議案第62号	平成26年度飛驒市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第59	議案第63号	平成27年度飛驒市一般会計予算
第60	議案第64号	平成27年度飛驒市国民健康保険特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第61	議案第65号	平成27年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第62	議案第66号	平成27年度飛驒市介護保険特別会計予算
第63	議案第67号	平成27年度飛驒市簡易水道事業特別会計予算
第64	議案第68号	平成27年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
第65	議案第69号	平成27年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第66	議案第70号	平成27年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
第67	議案第71号	平成27年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
第68	議案第72号	平成27年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計予算
第69	議案第73号	平成27年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第70	議案第74号	平成27年度飛驒市情報施設特別会計予算
第71	議案第75号	平成27年度飛驒市給食費特別会計予算
第72	議案第76号	平成27年度飛驒市水道事業会計予算
第73	議案第77号	平成27年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第74		一般質問

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第6号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	飛騨市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第8号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第9号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第10号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第11号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第12号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第13号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第14号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第11	議案第15号	飛騨市いつまでも安心して暮らせるまち創生条例について
日程第12	議案第16号	飛騨市女性活躍推進基本条例について
日程第13	議案第17号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第18号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第19号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第20号	飛騨市起業化促進条例を廃止する条例について
日程第17	議案第21号	飛騨市定住促進対策に関する条例を廃止する条例について
日程第18	議案第22号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
日程第19	議案第23号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
日程第20	議案第24号	指定管理者の指定について(飛騨市農林水産物直売・食材供給施設(よらん館))
日程第21	議案第25号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
日程第22	議案第26号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
日程第23	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
日程第24	議案第28号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
日程第25	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
日程第26	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
日程第27	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
日程第28	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
日程第29	議案第33号	指定管理者の指定について(飛騨市かわいスキー場)
日程第30	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
日程第31	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
日程第32	議案第36号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
日程第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
日程第34	議案第38号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第39号	飛騨市林業総合センター条例の一部を改正する条例について

日程第36	議案第40号	飛騨市畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
日程第38	議案第42号	農地・農業用施設災害復旧事業三ヶ区頭首工災害復旧工事の請負契約の締結について
日程第39	議案第43号	都市再生整備計画事業宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設(建築)工事の請負契約の締結について
日程第40	議案第44号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第41	議案第45号	指定管理者の指定について(飛騨市栄町防災センター)
日程第42	議案第46号	財産の無償譲渡について(地域伝承館)
日程第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(神楽台屋台蔵広場)
日程第44	議案第48号	市道路線の廃止について
日程第45	議案第49号	市道路線の認定について
日程第46	議案第50号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
日程第47	議案第51号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第48	議案第52号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
日程第49	議案第53号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
日程第50	議案第54号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第51	議案第55号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
日程第52	議案第56号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第53	議案第57号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第54	議案第58号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第55	議案第59号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第56	議案第60号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
日程第57	議案第61号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第4号)
日程第58	議案第62号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
日程第59	議案第63号	平成27年度飛騨市一般会計予算
日程第60	議案第64号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第61	議案第65号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第62	議案第66号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第63	議案第67号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計予算
日程第64	議案第68号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第65	議案第69号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第66	議案第70号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第67	議案第71号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第68	議案第72号	平成27年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
日程第69	議案第73号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第70	議案第74号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第71	議案第75号	平成27年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第72	議案第76号	平成27年度飛騨市水道事業会計予算
日程第73	議案第77号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第74		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村藤	和武	彦彦
5番	後	田沼	明良	郎次
6番	福	海下	真邦	子
7番	菅	原	充	希
8番	内	口	幸	寛
9番	森	木	寛	博
10番	高	谷	博	寛
11番	谷	下	寛	恵
12番	天	田	恵	美
13番	葛	山		
14番	山	池		
15番	池	籠		
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川	幸重	一昭
教育長	野	本村	孝久	文徳
会計管理者	小野	倉村		豊
総務部長	野	腰上	雅	廣
財政課長	石水	木	雅	行
教育委員会事務局長	柏	澤	敦	子
企画商工観光部長	谷	井	義	昌
環境水道部長	藤	瀬	智	彦
市民福祉部長	川	之		光
農林部長	沢	向		秋
基盤整備部長	川	上	清	
消防長	川			
病院管理室長	川			

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	美香

平成27年第2回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 「飛騨市版里山資本主義」による地域創生について 2. 小学校社会科資料集「ふるさと飛騨市」の改訂について	4日 午前
2	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 地域住民生活等緊急支援のための交付金について 2. 子どもたちの経済的境遇に関して	〃
3	天木 幸男 (ひだ市政クラブ)	1. 新制度移行に伴う今後の保育園の方向性について 2. 高含量トウガラシを栽培し、第6次産業に育てられないか	4日 午後
4	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 地域資源活用新事業体出資金を生かすために 2. 小水力発電に対する考え方は 3. 道路の改修促進について	〃
5	山下 博文	1. 補正予算・新年度予算と重点政策 2. トレーニング施設建設について 3. 飛騨市の人材育成について	〃
6	野村 勝憲	1. 「地方創生」について 2. 「観光」について 3. 「数河産廃」について	5日 午前
7	籠山 恵美子	1. 飛騨市の「地方創生」策を問う 2. 福祉制度に関わる市民への責任を市はどう果たすのか	〃
8	中嶋 国則	1. ふるさと納税(ふるさと応援寄付金)推進について	5日 午後
9	谷口 充希子	1. 「地方創生」について 2. 介護ボランティアポイント制度事業と認知症予防について 3. 各地域のコミュニティー(公民館)の屋根落雪式に補助は出来ないか	〃
10	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 人口減少と小規模校のあり方について 2. 雪害対策について	〃
11	高原 邦子 (新生飛政会)	1. マイナンバー制度について	6日 午前
12	前川 文博 (新生飛政会)	1. 10月以降の飛騨市公共交通について 2. 消雪設備の増設と流雪溝整備について	〃
13	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 介護報酬改正に伴う影響と今後の介護保険事業の取り組みについて 2. ハイパーカミオカンデ計画と国際共同グループ結成について	6日 午後

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（菅沼明彦）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により10番、森下真次君、11番、高原邦子君を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について  
から

日程第73 議案第77号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第74 一般質問

◎議長（菅沼明彦）

日程第2、議案第6号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第73、議案第77号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの72案件を一括して議題といたします。72案件の質疑と併せて、これより日程第74、一般質問を行います。

それでは、これより通告順に発言を許可いたします。最初に9番、内海良郎君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。また、質問等分かりやすい言葉で、市民のみなさんに分かるように質問、答弁をお願いしたいと思います。

〔9番 内海良郎 登壇〕

○9番（内海良郎）

皆さま、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき質問させていただきます。

「飛騨市版里山資本主義」による地域創生についてお尋ねいたしますが、はじめに、市が2月12日「平成27年度版飛騨市人口減少対策実行プラン」を発表されましたことに対し、大いに評価をいたしたいと思っております。

さて、日本は世界に先駆けて人口減少、超高齢化社会を迎えています。特に飛騨市のような中山間地域の自治体では、都市部より早く人口減少の波が訪れています。国はこうした構造的な課題に対して地方創生に取り組むため、昨年、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。そして、都道

府県および市町村に対して、平成27年度中に地方版の総合戦略策定を求めています。かつての地域活性化といえば、公共事業と企業誘致、そして観光振興が中心に国中で行われてきました。

しかし、そうした事業に公費が投入されましたが、現代ではそうした従来の手法では地方創生は困難な時代であると言われています。私は、真に地方創生に必要なことは、地域自らが地域特有の資源を再評価し、それらを新たな技術をもって活用して多様な地域社会を形成することであると考えています。

そんな折、日本各地では地方創生と相まって日本総合研究所の藻谷浩介氏とHNK広島取材班が出版した『里山資本主義 日本の経済は「安心の原理」で動く』が新書大賞2014で第1位となるなど注目されています。かつて、人が手を入れてきたが、休眠している資産を再利用することで原価ゼロ円からの経済再生をおこし、コミュニティの復活を果たすといった考え方です。本書には具体的事例が記されており、木質バイオマスを活用した発電によるエネルギー自給、超高齢化社会での島での若者から高齢者まで利益を上げる取り組み。また、海外では、オーストリアの木材を使ったエネルギー革命やCLT、新しい集成材工法による高層建築物など、里山資源を最先端の技術で活用し経済再生を図る事例が紹介されています。

そこで、本市の「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定するに当たり、私は「飛騨市版里山資本主義」を考察する視点から、飛騨市の地域資源を最大限活用した新たな価値の創造を見出すべきであると、次の3点について質問をいたします。

1点目は、バイオマス資源を活用したエネルギー自給による地方創生について伺います。

本年、2月17日にNHKのクローズアップ現代において「急増バイオマス発電 加速する資源争奪戦の行方」が放映されました。バイオマス発電の建設は全国で70カ所計画されており、今年だけでも30カ所以上が動き出し、すべてが稼働すると100キロワットで原発1基分に相当するエネルギーが生み出される。また、バイオマスが地域を変えた小さな町のエネルギー革命として、北海道の下川町の木質バイオマスボイラーによって公共施設や家庭へ熱エネルギーを供給するまちづくりも紹介されました。

熊崎実筑波大学名誉教授は、バイオマスエネルギーも化石燃料と変わらない熱効果が得られるようになったとともに、小さい規模でも熱エネルギーに加え発電できる技術が開発されヨーロッパでは一般的になってきた、と説明されていました。私は昨年10月、森下、後藤議員と共に政務活動先進地視察にて、新潟県村上市の瀬波バイオマスエネルギープラントを視察してきました。当施設は、温泉旅館から排出される食品残渣や生ごみをバイオマスプラントで発酵させメタンガスを作り出し、発電と温熱に利用し、さらに発酵残渣を堆肥と液肥にして農地へ還元するエネルギー自給と資源循環および農業振興を行う画期的な事業でした。

飛騨市には安定的に排出される有機性廃棄物があります。地元製薬企業の年間約5、

000トンにも及ぶ生薬抽出残渣、そして同じく5,000トンを超える畜産廃棄物です。現在、これらは市と民間が出資する企業が堆肥に再生し、農地に還元され、地域内循環モデルとして農業振興にも貢献されています。私は、安定的かつ大量に排出される有機性廃棄物を有効な地域資源と捉え、最先端の技術で今以上に活用してはと考えます。有機性廃棄物処理について発酵の過程でメタンガスを発生させ発電することでエネルギーを自給、または発生する温熱を高付加価値の農作物栽培に利用、さらに発酵残渣は高品質の堆肥や液肥として製品化する新たな里山ビジネスモデルの構築であります。井上市政が進めている民間事業による水力発電の里山資源も使った再生可能エネルギーの創出と合わせれば、全国にも先進的環境モデル自治体としてPRできるものと期待します。

そこで、市長の見解を伺います。一つ目、こうした地域の有機性廃棄物を有効活用したビジネスモデルの構築に向け、市当局が調査および研究を行い、民間での事業化を推進する考えはないかお伺いいたします。

二つ目、本市の豊富な森林資源の木質バイオマスを活用した発電について、飛騨圏域を含め事業化を研究すべきと考えます。このことは、出力5,000キロワットのバイオマス発電所として昨年12月稼働した穂積市や、今年4月稼働の富山県新湊市へ輸送コスト高により困難を伴うため、飛騨圏域の資源量に見合った規模での事業化についても併せて伺います。

なお、経済産業省は、山間部の活性化に向け平成27年度から出力2,000キロワット未満の木質バイオマス発電について、固定買取制度で1キロワット時40円と今年度より8円引き上げて推進する方針としています。

2点目は、里山資源の一つとして有用植物を活用した地方創生について伺います。

社会が成熟し、超高齢化社会を迎えている中で、消費者の健康志向は高まっています。経済産業省も数年来、地方経済の活性化の一つとして健康サービス産業の創出を目指しています。森林浴や温泉、ウォーキングなどの運動、薬膳などの健康食を結びつけた健康サービス産業もモデルとして挙げられています。

市当局では、これまで市民の健康増進啓発のため崇城大学村上教授の講演など、薬草活用の正しい知識普及などを行ってこられました。そして、昨年の全国薬草シンポジウムを契機に、本年度からは新たなビジネスモデルの創出の一つとして積極的に挑戦されていることに敬意を表します。まさに薬草という休眠していた資産に光を当て、地方創生の一つとして取り組まれているからです。新年度予算には、商工課所管予算に有用植物活用事業として計上されているのも、そうした市の考え方があるものと拝察しております。

また、全国薬草シンポジウム以降の市の取り組みでは、行政でありがちなコンサルタントに何かを作ってもらうような手法ではなく、薬草で地域を元気にすることを目的としたNPO法人や市役所若手職員が中心となった薬草女子チームらが一体となって、民間の動きの中から盛り上がり、シンボルとなる薬草のネーミング決定や薬草カレーのこ

ンテストなど若い女性の参画で事業の方向性を見出す手法は、マスコミや市民の声からも伝わってきており、井上市政が新しく試みる、若い女性が参画し、参加したまちづくりについて喜ばしく感じております。今後もNPO法人や薬草女子チームには大きく期待するものであります。

一方で、薬草を活用した地域振興は、北海道、秋田県、近くでは富山県、愛媛県や熊本県など全国各地で進められつつあり、本市もこうした自治体競争に負けてはられません。

そこで、市長の見解を伺います。有用植物活用事業成功には、女性の参画など官民が同じビジョンを描き連携する推進母体の早期の構築が必要であります。

まず一つ目、市当局の有用植物活用事業のビジョンと具体的な目的、すなわち着地点は何を目指すのか、をお伺いします。二つ目、これまでの事業運営手法を継続することが重要と考えますが、新年度において市当局は、NPO法人や薬草女子チームなど若手女性、そして既存の民間団体などから構成する事業推進母体を早期に構築するべきと考えますが、いかがでしょうか。三つ目、薬草事業を商品化するには、薬草供給から加工、商品開発それらにかかわる人材育成まで必要となります。それらについては具体的な計画とスケジュール、そして新年度の事業内容についてお伺いをします。

3点目は、えごま油を積極的に活用する認知症予防の推進について伺います。

先進各国が生活習慣病の改善や医療進歩などにより平均寿命が延びる一方で、アルツハイマー病をはじめとする認知症は世界的な問題となっています。厚生労働省の調査では、65歳以上の認知症有病率は15%と推計され、80歳から84歳で20%、85歳以上では40%を超えると推計されています。

2月24日の全員協議会では、健康福祉部長から介護保険計画の説明がありましたが、その中では本市においても認知症予防が課題であるとのことでした。そして市民の健康のみならず、財政的負担になるとのことでした。

こうした中、えごま油に豊富に含まれるオメガ3系脂肪酸摂取により、高齢期の認知機能低下と脳萎縮の抑制を期待できるということが学術機関の研究などで分かり、マスコミなどで注目されています。島根県の川本町では、まちぐるみで地元産えごま油での健康づくりを推進し、その取り組みがテレビなどで放映されています。

飛騨市はこれまで市農林部、岐阜県中山間農業研究所、地元製薬企業の共同研究により、オメガ3系脂肪酸含有率の高い在来「えごま」の品種登録が行われ、生産体系から搾油に至るまでの体制が整った上、ソフトカプセルに商品化もされているところです。

そこでお伺いいたします。一つ目、飛騨市民の健康寿命の延伸と医療費抑制を目的に、「えごま」による認知症ゼロのまちを宣言して、オメガ3系脂肪酸を豊富に含むえごま油の摂取を積極的に市民にすすめる事業を地方版総合戦略に位置付け、具体的で実践的な認知症予防対策を積極的に行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

二つ目、その場合、厚生労働省が推奨するオメガ3系脂肪酸の1日当たりの摂取量を

市民モニターにとってもらい、認知症に限らず効果があると言われる高血圧症やアレルギー疾患等の効果を専門家に検証してもらうなど、効果の見える化を図る事業を実施してはとありますが、見解をお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日から3日間、13名の方のそれぞれの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。はじめに、内海議員の質問でございますけれども、飛騨市版の里山資本主義による地域創成について、でございますが、専門的なこともございますし、現在、直接取り組んでおります各部長から詳細にお答えをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

おはようございます。早速ですが、1番目のご質問、「飛騨市版里山資本主義」による地域創成についての中から、バイオマスとえごま油につきまして、私のほうから答弁いたしたいと思っております。

1点目、バイオマス資源を活用したエネルギー自給について、お答えをいたします。

飛騨市では、重要な飛騨ブランドである飛騨牛などの畜産業が盛んです。市内では、3,400頭余り、古川町で2,117頭、河合町で809頭、宮川町で339頭、神岡町で211頭の和牛および乳牛が飼育されております。ふん尿の排出量は1日91トン、年間にすると33,000トン余りと推計されます。これら家畜の排せつ物のうち古川町内にある第3セクターの民間施設には、平成25年度に5,440トン余りが搬入され堆肥化されております。

年間排出量と民間施設への搬入量は、含水率が異なるため、単純には比較できませんが、バイオマスとしての賦存量は相当あると推測され、議員ご指摘のメタンガス発電のメリットのほか、悪臭問題の軽減や、エネルギーの地産地消の可能性など期待されているところでございます。メタンガス発電の仕組みとしましては、家畜の排せつ物等を発酵槽に入れ、適切な発酵温度を維持して攪拌します。発酵日数が経過しますと、発酵槽の上層にメタンガスがたまり、中層には廃液、下層には残渣が残ります。メタンガスは

発電に、廃液は液肥として、残渣は脱水して堆肥として使われます。

一方で、課題も多く、1つとしてバイオガスプラントとして、原料タンク、発酵槽、ガスホルダー、発電施設、汚泥脱水機などの建設が必要でありまして、イニシャルコストが高く、かなりの規模にならないと採算がとれなくなる可能性があります。

2つ目に、有機性廃棄物が持つエネルギー量が異なるため、バイオガス発生量の把握が必要です。

3つ目に、副産物として大量に出る液肥については、還元農地がない場合や飛騨地域のように冬期間など散布できない時期には貯留槽で貯留するか、浄化槽で処理し放流する必要がございます。浄化には多額の薬品代が必要でございます。

4つ目に、こういった処理施設を建設する場所の選定も非常に大きな課題となります。

5つ目に、施設を適正に維持管理する上で必要な規模を確保できるかということがございます。施設を動かす費用が高額になると、廃棄物排出者の負担する金額が高くなり搬入しづらいことも懸念されます。

6つ目に、九州大学の研究によりますと、ガス発生量の差異のため、生ごみおよび豚ふん尿、鶏ふんは単独でも事業性があるが、肉牛のふん、乳牛ふんは単独では事業性の確保は難しいとのデータもございます。そのため、確保できる各種有機性廃棄物の種類、質・量、変動状況を有効な施設の方式や採算性など、多方面にわたり調査する必要があると考えております。

また、畜産業の振興のためには、飼育等にかかる費用の縮減なども重要な課題の一つになっています。飼料作物の推進施策も実施しているところでございますが、地域内で農家等の連携により循環する仕組み作りという視点も考慮すべきものと考えております。

今後は第二次総合計画にもうたいましたが、既存の資源を活用した飛騨市の産業や立地条件に合わせた多様な再生可能エネルギーの活用について、調査、研究を進めたいと考えております。

なお、有機性廃棄物に関しての現在の取り組みといたしましては、商工課において、生薬残渣について「漢方等の抽出残渣にかかる産業廃棄物の適用除外」の特区提案中で、その可否は、まだこれからです。

また、農林部の平成27年度予算におきまして、生薬残渣を含んだ堆肥の効果につきまして生薬残渣の有効成分調査といたしまして、残渣には農作物に有効なミネラル成分を多く含むとされておりますので、ハウレンソウの実証圃を設けまして、その栄養成分について比較分析を行う予定でおります。

次に、本市の豊富な森林資源の木質バイオマスを活用した発電について飛騨圏域を含めて研究をすべきでは、についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、本年度瑞穂市内に未利用木材を中心に年間10万立方メートルを使用する施設が完成しております。

近隣の富山県では、射水市に年間5万立方メートルの間伐材を使用する木質バイオマ

ス発電施設が27年4月稼働を目指し建設が進められております。

しかし、木質バイオマス発電には多くの課題が挙げられております。1点目は、「発電に必要な膨大な木材が確保できるか」という点でございます。本来は国内森林資源の有効活用が大前提でございますが、報道番組でもありましたように、発電所同士間で奪い合いになり、しわ寄せが製紙業など他の産業にも波及し、乱伐になる森林の荒廃も懸念されているということがございました。

また、市内において安定供給可能な木材量の推計はできておりませんが、26年度中に飛騨市森林組合がD材を240立方メートル供給した実績がございますが、年間5万立方メートルとかには、はるかに及ばない0.5%以下の数字でございます。

2点目に、木材搬出および輸送に係る問題がございます。特に飛騨市の場合、作業路等の路網密度が低く、山奥に切り捨てられている間伐材の搬出にはコストがかかり過ぎること、また、併せて木材集積施設までの輸送距離が50キロメートル圏内でなければ輸送コストで赤字になり、採算が合わない指摘されております。

平成25年度に森林組合等から木質バイオマス発電推進についての要望がございまして、中部電力との懇話会が開催され、その折、木質バイオマス発電ができないか口頭でお尋ねしたところ、「現時点では十分に木材が調達できる所でなければ採算が合わない。飛騨市では、輸送コストがかかりすぎて現実的ではない」との回答をいただいたところでございます。

木質バイオマス発電のプラント設備は、採算性を確保しようとする大型になりまして、瑞穂市の施設は事業費29億円、射水市の施設は32億円というもので、大量の木質原料を年間を通じて確保が前提となるということでございます。よって、課題の一つに施設の小規模化が考えられますが、小型で採算が取れる技術開発が進んでおらず、商業ベースで動いているものは日本には現在皆無に等しいということで、この開発が望まれているところでございます。

最後に、3点目のえごま油を積極的に活用する認知症予防対策の推進について、お答えをいたします。

岐阜県中山間農業研究所、地元製菓企業および飛騨市の共同研究により在来品種からアルファリノレン酸やルテオリンを多く含有したものを選抜し「飛系アルプス1号」が品種登録されました。現在、地元の製造販売会社より「飛騨えごま油」や「えごまサプリメント」が商品化されております。

昨年5月には「飛騨えごま油」をプレス発表いたしまして、飛騨さくら物産館、インターネットサイトの「飛騨の蔵」および「あじか」で「えごま油」と「サプリメント」の販売をしております。

また昨年、飛騨市で開催されました全国薬草シンポジウムにおいても商品のPRを行ったところでございます。

さらに、在来品種を使用した商品としましては、菓子類とかドレッシング、約9種類

以上の商品が販売されております。新商品の開発も進められております。

「えごま」の効能はマスコミに取り上げられ注目されておりますが、薬事法により商品にその効能をうたうことができず、仮に効能表示の特区を申請しても、現在大手製薬会社から外国の会社まで、数多くの「えごま」を使った他の類似商品全てが効能をうたえることとなる可能性が高いため、飛騨市のみの有利にはつながらない状況でございます。

また、2点目の市民モニターについては、議員ご指摘とおり、既に「えごま」に含まれているオメガ3系脂肪酸のアルファリノレン酸、ドコサヘキサエン酸、エイコサペンタエン酸、ドコサペンタエン酸の効果については、世界的に検証されております。動脈硬化予防、コレステロール値・中性脂肪値の正常化が図られ、認知症の症状が現れる確率が未摂取者と比較し低いことが厚生労働省の資料にも示されております。あらためて市民モニターを行う必要性は今のところ低いと考えております。

しかし、せっかくの良い商品を持っているので、一例としてモニターのご提案だと思っておりますので、今後は市民の健康増進のためのPRをもっと多くし、関連会社とともにさまざまな活用を検討してまいりたいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。私のほうからは「里山資源の一つとして有用植物を活用した地方創生」についてお答えをいたします。

まず、1点目の有用植物活用事業のビジョンと目的についてですけれども、昨年5月31日から6月1日にかけて、全国薬草シンポジウムが当市で開催され、全国各地から、多くの薬草に関心を持つ方が訪れていただき、薬草に関する活用方法や見識について、闊達な意見交換がなされたところでございます。

また、市民の皆さまにも、まち中の環境美化、料理の提供などをいただいたほか、シンポジウム、まちめぐりにも、多くの皆さまにご参加をいただき、市民の皆さまに向けて広く薬草活用への関心を高め、裾野も広がったと感じております。

それ以降、古川町商工会が主体となりまして、NPO法人の立ち上げを目指し、民間の商品開発の考え方や手法、作って売ることのプロセスなどを学ぶ勉強会が行われ、その中に市の若手職員で構成するワーキンググループも参加し、共に学んでまいりました。その中で、市のシンボル薬草となる「葛（くず）」の愛称決定や薬草を活用したカレーの試食会を実施し、その際には、若い女性にも「薬草に興味を持っていただきたい」という思いから、約30名程度の一般の女性にも参加をいただきました。このことは一つの財産を築いたと思っております。

さて、議員ご質問の、この事業のビジョンと目的についてですけれども、「薬草の力を使った健康なまちづくり」を目指し、最終的には薬草を活用した商品の開発、販売による経済活動につなげたいと考えております。

ご承知のとおり、当市の主力産業は製造業です。しかし、大手企業の下請けが多く、景気に左右されることも大きいことから、新たな産業の創設が求められております。

商品化する過程では、原材料の供給が必要であり山や田、畑を誰がどう生かし、生み出すのか、資源をどう守るかなども必要となり、そこに活動が生まれます。また、薬草をどう生活に取り入れるか、趣味であれ生業であれ活動が生まれます。そうした中で、他の市町村には無い、市と市民が一体となった取り組みを行う中で、薬草を活用した独自の商品を開発、販売することで、他地域との差別化を図り、特徴あるまちづくりを推進するとともに、少しでも市民の皆さまの所得向上につながることを目指すものでございます。

次に、2点目の事業推進母体の構築と、3点目の具体的スケジュールと来年度事業の内容について一括でご説明をいたします。

議員ご承知のとおり、これまで、「薬草を活用したまちづくり」を推進するため、崇城大学の村上先生や、長崎国際大学の<sup>しょうやま</sup>正山先生から多くの助言をいただき、講演会などを通じて市民の皆さまが薬草に興味を持ってもらえるように取り組んでまいりました。先に述べた古川町商工会の取り組みや、ワーキンググループでの取り組みもその一環だと思っております。

こうした取り組みの中から、本年2月にNPO法人「薬草で飛騨を元気にする会」の設立総会が開催され、薬草に関する研修や知識の普及、商品開発、野草栽培の普及、薬草コンシェルジュの育成などさまざまな事業を展開したいと述べられました。こうした思いは市の目指す方向とも一致する部分もあり、お互いの立場を堅持し、どのように共同できるか今後協議する必要があると考えております。

同時に、市役所内のワーキンググループが活動してきたこと、つながりを持ってきたことも継続をさせ、それぞれが所属する課の中でも、必要な事項に検討、対応できる体制を堅持していきます。

したがって、推進母体の構築につきましては、さまざまな課題を解決する上で必要と判断した場合、その課題に対応したメンバーを集め、組織を構築したいと考えております。また、担当課内での取り組みとしては、昨年秋に、さらなる振興を図る目的で特区提案を行い、現在、関係省庁と協議を重ねている最中でございます。

こうした中、新年度事業の事業内容およびスケジュールでございますが、今年度行いましたワーキンググループの研修で、商品開発の企画からマーケティング、試作品の作成までを学びました。それと同時に、実際に薬草を使った商品を開発、販売するにあたり、さまざまな課題があることも判明いたしました。

例えば、味、薬草の分量、薬草を入れた場合の成分分析、それに基づく安全性あるい

はアレルギー対策、安定した薬草の調達方法などであります。

そこで、新年度では、このような課題を一つ一つ解決するために、課題に合った専門家のご意見を聞く、または分析をお願いするなど、技術的な課題を解決することはもちろん、製造、販売される事業主体の決定など、根幹的な部分での推進も図りたいと考えております。また、先ほども述べましたが、特区の提案申請については、現在、協議中ですが、その最終決定は5月ころを予定しております。その結果によっては、再度、別の視点からチャレンジすることを予定しております。そのため、新年度予算では、それらの課題に対応する委託料などについて予算計上をさせていただきました。

いずれにいたしましても、薬草を活用した商品の開発事例はありますけれども、それが「地域経済への成功事例として、商品化された」という全国的な事例は無いと認識しております。食薬区分や効能表示などの課題が数多くあり、どの自治体もその解決に苦勞をしているのも一因であります。そのため、ここで、新年度での具体的なスケジュールについてお示しすることは困難でございますけれども、課題に丁寧に向き合いながら、少しずつ前に事業を進めたいと考えておりますのでお願いいたします。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○9番（内海良郎）

ただ今それぞれの部長から答弁をいただきましたが、このバイオマスの活用ということにつきましては、非常に問題点も多いということは承知しております。ですが、この私どもが視察しました、瀬波のバイオマスエネルギープラントなんかは小規模でやっております。ということと、技術がやはり年々びっくりするほど発展していきますので、今後ともそういうことも含めながら目をつぶることなく活用できないか、市としても検討をされていていただきたいということを思っております。

また、有用植物の活用、せっかく芽が出かけておりますので、市といたしましても何とか長い目も含めながら、何とかして生かしていただきたいことをお願いしたいと思っております。

えごま油のことにつきまして、違った視点から質問をいたしたいと思っております。具体的に飛騨市民に向けてということで健康福祉部長に同じ質問をさせていただきます。

私は、言いましたように、何とかまずは飛騨市の市民の健康寿命を延ばす、そして医療費を抑制する、そういう意味でまず「えごま」を飛騨市にそういうことを知っていただきながら、1つはそれが目的だという考え方でございまして、この地方版の総合戦略に市民の認知症の予防対策として、飛騨市産のえごま油の活用を位置付けるということで、積極的に健康福祉部として普及できないかと。

そして、もう一つはモニターの話でございますが、適切な摂取量や摂取方法を指導して、市内に向けて飛騨市産のえごま油の効果の見える化というものを図るような健康増進のまちづくりができないか。健康福祉部長の立場でいかがでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

おはようございます。ただ今のご質問にお答えをいたします。

議員が述べられておりますように、認知予防対策につきましては非常に重要な課題と受け止めております。先般の全員協議会でもご説明しました第6期の介護保険事業計画にも重要な位置付けとして取り組みについて書かせていただきました。

ただ、今、市民福祉部の立場としてお答えさせていただくならば、この認知症予防につきましては、ただ一つの食品を積極的にとれば予防できるというものではなくて、食に関しましてもさまざまバランスの良いもの、塩分を控えたりというような、そういうトータルのものがございますし、その方の暮らしぶり、運動を取り入れたりとか少しでもいろんな方と話をさせていただいたりという脳を活発に動かすというような、トータルとして考えていく中で認知症予防は推進されていくということを思いますと、市民の皆さまがこの「えごま」のすばらしさは当然おっしゃるとおりでございますので、それを見ながら商品化されたものを見ながら、少しでもご自分でこれをとってみたいというふうにしてとっていただきながら役立てていただくことにつきましては、非常によろしいかと思えます。というふうに思いますので、積極的にそこの部分だけを推奨して認知症予防ということでおすすめる部分につきましては、非常に難しいものがございます。

あと、モニターのことにつきましても農林部長が言われましたように、積極的に商品としてとられたものに対して、どのような感想を持たれたり、どんなふうに体が良くなったかというようなことは、アンケート調査等は可能かと思えますけれども、効能については厚労省等でもしっかり出されているものであるもので、効き方等がいろいろあるかというふうに思います。

総合戦略の位置付けにつきましては、私が簡単に述べられるものではないかと思いますが、確かに健康づくりに向かうことは大事な課題でありますので、そのところはまたちょっと検討させていただければというふうに思います。以上、よろしく願いいたします。

○9番（内海良郎）

ありがとうございました。

それでは次に、山本教育長に小学校の社会科資料集「ふるさと飛驒市」、これでございますが（資料提示）、これの改訂をしていただきたいということでお伺いいたしますが、まずもって、山本幸一教育長、再任おめでとうございます。衷心より歓迎をいたし、お慶びを申し上げます。4月からは新教育委員会制度となりまして、教育長と教育委員長は統合されより重責となりますが、山本新教育長の手腕に期待するとともに飛驒市の教育向上にさらなるご尽力をお願い申し上げます。

さて、飛驒市議会は、市民の声を市政に反映させるために、市民のみなさんとの意見交換会を2月4日と5日に4町村で行いました。その折、河合町の会場で飛驒市へ移住

されたと思われる方から「飛騨市はいたずらに人口減少や財政見通しの厳しさなどに触れ、閉塞感を助長されているように感じるが、本市にはすばらしい自然や歴史や文化などがあるのだから、それらの良さをもっと市民と共有して生かすべきではないか」との意見を頂きました。私は、まさにハッとして、このことこそが地域創生、人口減少対策の原点であるかと気付かされました。目からうろこが落ちる思いになりました。それとともに、意見交換会への参加者は本当に少のうございましたけれども、見失っていたものに気付かせていただき、開催して良かったとさえも思いました。そして飛騨市が合併するときに、私はどんなに時代が変わっても、古川町の子供たちにだけはこのことだけは言い伝えなければならないと強く思っていたことが脳裏によみがえりました。それは、「<sup>しやば</sup>娑婆にあぐんだら古川へ来い」という人情豊かな町であることです。これは、民謡の「ぜんぜのこ」の囃子言葉、「ついたとて なんとせず ぜんぜのこ こりゃ まんまのこ」と唄われているように、銭（お金）がなくても、まんま（ご飯）が食べられなくても、古川へ来れば何とかなるさ、ということです。そして古川祭、起し太鼓に見られる、こうと決めたら一致団結してとことんやりぬく古川やんちゃの気質や、地味な中にも気品と品格があるこうとな町、であること。そして、相場くずしを嫌う調和を保つ町民性です。これらは元来、子供のころから誰からともなく言い伝えられ、古川の人々の自慢や誇りであったはずです。このように自慢や誇りとすることは、それぞれの町村にもそれぞれにあります。

そこで今、これらの言葉が失われていく寂しさを感じるのではなく、子や孫末代にわたり伝えていくことが大切であり、いくつになっても、どこへ行っても、ふるさとの誇りや自慢としなければならないと強く思います。

そんな折、2月12日の全員協議会で提出の事項は、久方ぶりに明るくなり期待が膨らむことばかりでありました。最後に教育長から、ふるさと教育の実践を表彰する「岐阜県ふるさと教育表彰」で、優秀校に河合小学校、宮川小学校と吉城高校が、奨励賞に古川小学校と古川西小学校と神岡中学校が表彰を受けるという喜ばしい報告があり、感心をいたしました。

一方で、学校でのふるさと教育の教本である、先ほど示しました「小学校社会科資料集ふるさと飛騨市」を見せていただきました。この資料集は、合併5年目の平成21年2月発行で、最終ページに「内容は、これまで旧4町村ですでに作られていたものを参考としながら、より皆さんに分かりやすいようにしました」と記してありますが、率直な私の感想は、飛騨市の合併にこだわり、旧4町村に配慮しすぎて内容が薄くなり、それぞれの小学校において真に郷土を愛し、理解し、認識を深めるには改訂が必要であるというふうに感じました。

それは、発行からすでに7年が経過し、河合、宮川中学校が古川中学校と統合したことや、森林組合事務所の移転や河合の雪まつり、飛騨牛繁殖センターの期日や内容や写真など改訂が必要であることに加え、飛騨市のあゆみでは、大昔の人々の暮らしから始

まり、最後は太平洋戦争と人々の暮らしで終わっており、尻切れトンボの感があります。また、工場の紹介などを含め誠に皮肉になりますが、いくら飛騨市の将来を担う皆さん、飛騨市のすばらしさを実感して、と市長が呼びかけても、このままでは子供の心には打てども響きません。飛騨市の工業は、元東洋一の鉱業所や薬品、砥石、木工など魅力ある工場があり、製造出荷額は平成23年度で1,010億円と飛騨地域では一番多いことや、農業では、飛騨牛は一貫経営で飼育頭数709頭と岐阜県1位の畜産家があり、ハウレンソウは225アール栽培の農家もあります。米では、コシヒカリやたかやまもちは、食味が日本一といわれる魚沼産と同等でおいしいことなど、飛騨市には魅力ある産業が多くあります。将来の学卒者やU・Iターン就職奨励に向けても、飛騨市で働き住みたいと思われるような内容が重要であると思います。

また、「ぜんぜのこ」や「神岡音頭」の民謡や、はまぐりいしなどの伝説もぜひ掲載していただきたいと思います。このことは、前の「郷土古川」これらには載っております。

なお、編纂に当たっては、古川町史編纂室が編集いたしました「古川町歴史探訪」、これでございますが（資料提示）、これは大変すばらしいので、ぜひ参考としていただきながら十分な検討を重ねて編集をお願いいたしたいと思います。

そこで、教育長の見解をお伺いいたします。1点目、飛騨市の児童生徒が郷土の風土や歴史、伝統、文化を理解し、認識を深め、その中から誇れるものを見出し、郷土を愛し誇れることを目指した副読本「ふるさと飛騨市」の発刊の必要性を強く思います。ついでには、新教育委員会制度となって新教育委員長の初仕事で記念となり得る内容にしていきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、一方、文部科学省は平成30年度以降、教科書に格上げする道徳の小中学校の学習指導要領改訂案を公表いたしました。その中の一つに、「郷土の伝統と文化を大切にし、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること」とありますが、このことに副読本「ふるさと飛騨市」を活用したらと思われませんが、いかがでしょうか。

3点目、また、「郷土古川」では児童生徒の副読本のみならず、一般の読み物としても大変親しまれていたことから、改訂本は多目的に使用できるよう一般にも販売されたいというふうに思いますが、いかがかお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それではご質問の、小学校社会科資料集「ふるさと飛騨市」の改訂とその活用についての見解、3点について答弁いたします。

まず、1点目の改訂についての見解ですが、現在の副読本、小学校社会科資料集「ふるさと飛騨市」は、合併から先ほど議員申されましたとおり5年目の平成21年2月に

発刊されたものです。その巻頭言には、井上市長より「この『ふるさと飛騨市』を参考にしながら、皆さん自身の力で、飛騨市の良さを発見し、すばらしさを実感してください。」と、子供たちへのメッセージが送られています。

その発刊からこの2月で6年が経過しましたが、市長のメッセージに応えるべく各学校は、社会科や総合的な学習の時間などで本資料集を活用しながら、市小中学校の教育方針「ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育む教育」の具現のための実践的活動、すなわち「ふるさと教育」に力を入れて大きな成果を上げてきました。

中学校も含めて申し上げますと、議員が申し上げられましたように、この2年間の中で河合小学校、宮川小学校、山之村小中学校が「岐阜県ふるさと教育表彰」の優秀賞、古川小学校、古川西小学校、神岡中学校が奨励賞をそれぞれ受賞したことは、その成果としての証です。受賞校以外の学校も、決して引けを取らない実践をしていると私は認識しています。

そこで、議員ご質問としての副読本の改訂についてですが、作成当時には学習指導要領に基づき、小学校3年生以上の社会科の授業等で有効に活用できるよう、4町の特色やバランスを考えながら作成されていることは確かです。

しかし、この2月で6年が経過したからという、そういう単純なことではなくて、極めて変化の激しい時代であるが故のすぐわかない内容を確認することもでき、さらなる充実を含め今後に向けての見直しと改訂は、私も必要と認識しております。

よって、議員の「真に郷土を愛し、理解し、認識を深める改訂が必要」との思いに同感することとして、小学校社会科資料集「ふるさと飛騨市」の改訂、発刊について前向きに考え、組織、日程、予算など、関係部署、関係機関と協議、研究を進めていく所存です。

次に、2点目の教科道徳への「副読本 ふるさと飛騨市」の活用についての見解について答弁いたします。

各学校では、市の小中学校教育方針の道徳教育の重点①「年間指導計画に基づき35時間を実践し、自分を見つめ他を思いやる心とよりよく生きようとする態度を育てます」、重点②「保護者・地域と連携し、豊かな体験を通して、地域ぐるみの道徳的実践活動を推進します」を達成するために、全教育活動を通しての心の教育の充実を努めていますが、議員が申されましたとおり、平成28年度の学習指導要領改訂により、平成30年度から道徳が教科化される見通しです。伴って児童生徒は、「検定教科書」を使用して授業を受けることになります。

しかし、この学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた検定教科書の内容だけではなく、身近な飛騨市における文化の創造に貢献された人など、その人なりや生き方を学ぶことは極めて重要であると考えます。

よって、副読本の内容に記載されたような人々の生き方を児童生徒に指導することは、必要であると認識しています。述べましたように、道徳教育は、年間35時間だけでは

なく、全教育活動を通して指導しなければなりません。機会あるごとに意図的に指導することは大切なことだと考えます。

最後の3点目、改訂本の一般への販売についての見解を答弁いたします。

どんな改訂をするにしても、その根底に据えなければならないのは、市の将来を担う児童生徒にとって生きる資料に、ということです。児童生徒が学習の補助資料として最大限に活用できるものでなくてはなりません。分かりやすく、親しみやすく工夫され、かつ、いつ読み返しても飛騨市の良さを実感できるものであることが重要です。

しかし、市民の皆さんも副読本を手元に置かれ、身近なものとしていただくことは、飛騨市に対する再認識や子供と大人が飛騨市の良さを共有できる素晴らしい機会となり得ることとして、改訂の暁には、PR、斡旋できればと考えています。いずれにしましても、まずは具体的な動きをどうするかということの検討から始めなければならないと考えます。以上、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○9番（内海良郎）

私にとりましては100点満点の回答をいただきまして、誠にありがとうございます。山本教育長におかれましては3月からの日曜日、岐阜新聞の素描に執筆され、飛騨市の名を高めていただいておりますことに敬意を表するとともに、今後とも頑張られんことをお願いいたし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔9番 内海良郎 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時02分 再開 午前11時02分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に6番、後藤和正君。

〔6番 後藤和正 登壇〕

○6番（後藤和正）

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

はじめに、地域住民生活等緊急支援のための交付金について、お伺いいたします。

今年2月3日に地方創生の推進を盛り込んだ26年度の補正予算が政府案どおりに成立しました。その主な内容に、消費税率引き上げの反動が長引いていて、消費の足踏み状態であることからの対応や、円安による輸入原材料の高騰など経済の弱い面に確実に

手を打つとともに、地方の活性化や大震災の復興などが盛り込まれております。これを受け、今回の飛騨市の補正予算案が、平成27年度事業を前倒しした事業を含めて組まれております。その緊急的な取り組みの中に、生活者の支援として「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、地域消費喚起・生活支援型2,500億円、飛騨市は6,298万円と地方創生先行型1,700億円、飛騨市4,784万円があります。飛騨市の補正予算案を見ますと、地方創生先行型については観光中心にいくつもの事業が幅広く展開されるようであります。私は今回、地域消費喚起・生活支援型に絞って質問をさせていただきます。

この地域消費喚起・生活支援型は、地域の消費を喚起する。また、生活を支援するために地方自治体を実施する計画に対して、国が国費で支援をするというものであります。この国の示したメニューから、飛騨市においてもプレミアム商品券の発行が補正予算に組み込まれております。この飛騨市の支援では、1万円が1万1,500円の商品券が購入できるもので、そのプレミアム部分15%に対して国費で支援をするということですから、この場合1,500円の国費をいただき、1万1,500円の消費が喚起されることとなります。基本額が3億円でありますので、4,500万円が国からもらえる部分となります。はじめに、このプレミアム商品券発行事業についてお伺いいたしますが、この事業の基本額を3億円とされた理由、プレミアム率の設定基準15%ですね、実施時期などの計画のあらましをご説明いただきたいと思っております。

次に、ふるさと名物商品販売促進事業についてお尋ねいたします。これは、よその人にネットの通販サイト等で、飛騨市の名産品を購入してもらうための事業であり、飛騨市ではオンラインショップ活用ということで特産品の割引販売による消費拡大および市内商品の販路拡大を図る事業を実施されるのでありますが、オンラインショップ活用とはどういった方法か、この事業の場合は割引分が国からの助成になるか、販売する名物商品とは何を考えていらっしゃるか、時期や委託先を含め概要をお伺いいたします。

次に、もう一つ政府が出している、ここのメニューにある「ふるさと旅行券」の補正が飛騨市の場合組まれておりませんが、飛騨市に来てもらうための旅行券の発行支援を観光に有効活用すべきではないかと思われまます。確かに、観光誘客については地方創生先行型で力を入れておられますが、なぜここに設計されていないのかをお伺いいたします。そして、総合的にこの交付金による地域経済への効果を、水上企画商工観光部長ほどの程度想定されているのかお尋ねいたします。

次に、ここからは谷澤市民福祉部長にお尋ねいたします。

低所得者向け福祉商品券助成事業が補正予算に組まれております。住民税非課税世帯を対象に1万円分の市内共通商品券を交付し、低所得者の生活の支援を行うものです。低所得者に大変喜ばれるものだと思いますし、負担軽減だけでなく消費喚起にもつながる事業であると思っておりますが、今回なぜ商品券にされたのか。国のメニューには、積雪寒冷地の低所得者に対しての灯油等購入助成やお子さんのたくさんいる多子世帯支援策、

またメニュー以外からでも地域の実情に即した事業でも良いとありましたが、この事業に絞られた理由とこの福祉商品券助成事業の概要、また低所得者世帯数の現状と問題、今後の傾向と課題を部長のお考えも含めてお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それではご質問の、地域住民生活等緊急支援のための交付金についてお答えをいたします。まず、プレミアム商品券の概要等についてご説明いたします。

このプレミアム商品券発行事業は、当市において、過去3回にわたり実施し、小売業を中心とした地域経済のカンフル剤として、消費喚起の役割を果たしてきました。近年では、平成25年度の11月にプレミアム率15%、発行額2億円で実施し、年末年始に向けた地域経済の活性化と、消費増税前の駆け込み需要に対応してまいりました。

さて、今回のプレミアム商品券発行事業は、地域住民生活等緊急支援のための交付金におけるメニューの例としても示されており、市としましても、さらなる市内の消費喚起に向けて実施をするものでございます。

そこで、発行総額については、飛騨市に交付される予定の地域消費喚起・生活支援型6,298万円を有効活用するため、この事業、他事業と調整をしながら、最大限消費喚起につながるよう、前回の2億円から3億円にアップすることで、前回以上の消費喚起を目指し、プレミアム率については近隣自治体の動向や、過去の実例、将来への影響などを総合的に勘案し、前回同様の15%としました。また、発行の時期ですが、5月下旬から6月上旬を予定しております。

なお、発行にあたっては、これまでと同様に各商工団体、金融機関等による実行委員会を組織し、具体的な実務を行う方向で現在調整中です。購入限度額、対象となる商店等につきましても、今後その中で検討することとしております。

次に、ふるさと名物商品販売促進事業についてですが、この事業は地域の名物商品の購入に対し、購入者へ割引販売することにより消費喚起の拡大を図るもので、具体的にはネットの通販サイトなどで「ふるさと名物商品」を対象に、本来の価格から割り引かれた価格で購入できるようにし、その販売実績に応じて割引分を事業者等に助成する仕組みでの事業化を検討しております。

割引率については、国の事例が30%程度であることから、また40%を超える割引率は好ましくないとの見解が示されていますので、これらを考慮し決めていきたいと考えております。また、交付額は割引額への充当以外に、宣伝経費や効果測定経費にも充当することが認められています。

今回、飛騨市においては、この事業を活用し、自力でネットショップに参加できない市内事業者が卸売でネットショッピング運営事業者との取引をすることにより、市外へ

販路を拡大することを重点に進めていきますが、岐阜県でもふるさと名物商品の販売促進事業を補正予算に盛り込むということになっておりますので、市内事業者の県事業への参加も促してまいりたいと考えております。

販売する名物商品につきましては、自治体内、いわゆる飛騨市内で製造加工提供されている商品。消費期限、それから運搬に耐えられるもので通信販売が可能なもの。複数製造ができるもの。1点ものではないということでございます。など、いくつかの条件が国から示されており、飛騨市の名物としての実績があり、条件をクリアするものの中から販売する商品を指定していきたいと考えています。

オンラインショップの活用については、国の事例では、各自治体のサイトや委託先の外部通販サイトの販売を基本とすると示されていますが、この場合、新規にサイトを構築する必要がなく、現時点でも飛騨市の商品を幅広く販売できるサイトを運営している事業者を選定することが有効であると考えており、飛騨市の観光・特産品サイトと親和性の高いネットショップを委託先に選定をしたいと考えています。

なお、事業開始時期につきましては、補正予算の成立後準備が整い次第、早く実施をしたいと考えております。

続きまして、「ふるさと旅行券」についてですが、低額で旅行ができることで新たな消費を喚起し、地方への観光客の流れを作る上で有効な手段であると考えています。

ただし、この事業は全国で展開されるため、市町村単独で実施する場合は多くの競争が予想され、十分な効果が見込めないと思われれます。国でも旅行券については広域的に取り組むほうが効果的あるため、県単位で取り組むことを推奨しており、岐阜県では県内を旅行する観光客に対し、4億円規模の旅行券発行を計画していると聞いております。

現段階では、インターネットの宿泊サイトを活用した宿泊に対する補助、旅行会社が企画した県内プランに補助し補助額は5割程度を想定していると聞いております。本市としても体験プランなどを県に提案し、市内の宿泊につながるよう取り組みたいと考えております。

なお、県内で「ふるさと旅行券」を単独発行する予定の市町村はないというふうに聞いております。

また、地域経済への効果につきましては、プレミアム商品券発行とふるさと名物商品販売において補助額4,878万円、プレミアム商品券発行が4,500万円、ふるさと名物商品販売387万8,000円に対し、3億5,580万円、プレミアム商品券が3億4,500万円、ふるさと名物商品販売1,080万円の消費が見込まれるため、消費喚起効果は約7.3倍ですが、この機会に新たな消費が生まれることが予想されますので、さらに大きな効果が得られるものと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、議員ご質問の低所得者向け福祉商品券助成についてお答えをいたします。

地域住民生活等緊急支援策は、政府が実施するアベノミクスを地方の隅々に行きわたらせるための施策と理解しています。しかし、2014年度は、公的年金の支給額が0.7%減額される等、公的年金のみで生活している方の生活は、アベノミクスの恩恵を受けにくい状況にあります。

市では、この事業の通知があった時点で、地域消費喚起・生活支援型事業の事業例にあります「灯油券」の支給を検討いたしました。

今回の事業は緊急経済対策であることから、国からは迅速な執行を求められています。商品券の利用期間や、商品券が利用できる商店をプレミアム商品券と合わせることで、福祉商品券の配布時期が早くても6月頃になることを考慮すると、暖房のための「灯油券」は時期が合わないと判断しました。もちろん商品券は、灯油購入にも使用することはできます。

多子世帯の支援につきましては、平成27年度から実施する人口減少対策実行プランの各事業により、従来より手厚い支援ができると考えています。

また、平成27年度におきましても、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が対象者に給付される予定です。給付額が変更され、臨時福祉給付金は6,000円、子育て世帯臨時特例給付金は3,000円となります。

今回の地域住民生活等緊急支援策では現金支給はできないことから、生活支援型の事業として世帯を対象とし、対象者が使い道を自由に決定していただける「商品券」による事業といたしました。低所得の考え方はいろいろあると思いますが、福祉の措置では「市民税非課税」が低所得の基準として広く使用されていることから、今回は、対象を「市民税非課税世帯」としました。

1月末現在で、対象世帯数は2,073世帯で、その多くは高齢者のみの世帯です。各世帯に1,000円の商品券を10枚配布し、商品券の1万円には、今回の交付金を100%充当いたします。

飛騨市では、毎年300人を超える高齢者が年金生活に移行されます。年金という収入を増やすことができないため、支出を抑える生活をされる方が増え、生活のレベルについても個人差があることから、貧しいと感じる生活水準にも差があると思います。また、若い方でも、非正規雇用が増えたことにより、類似の問題が指摘されております。将来の予測は大変難しいですが、社会保障費の抑制を図るため、年金の支給額等の見直しが検討される中で、物価や社会保険料が上昇し、実質的な生活費が目減りすることが予想されます。真面目に働いて、堅実に生活していた方が、生活に困窮することのないような飛騨市でありたいと思います。

平成27年度から実施する生活困窮者への支援事業で、そのような実態を把握し、適

切な支援を行っていきたいと考えております。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○6番（後藤和正）

ありがとうございました。2点ばかり、ちょっとお聞きしたいです。水上部長に、先ほどプレミアム商品券では6, 298万の中での有効活用と言われて、最大限の効果をということで2億から3億にされた。これ、よく分かります。だからやはり、この6, 298というのが大枠にあると思います。

しかし、この名物商品について、販売事業ですね、この促進事業では売れば売れるほど割引額は割り増ししていくわけで、国の交付金がどんどん枠が定まっている中で増えていく。この場合の対応はどうされるかということ。

そして、今の谷澤部長から低所得者の世帯数、市民税非課税の2, 073世帯、これは近隣というか、ほかの市町村もそうなのか。私、ネットで「低所得者」と調べたら、インターネットにさまざまなものが入っていますが、月の手取り20万以下と書いてあって、「これは、自分らもみんな低所得者やな」なんて、ひどいその枠が広がったことがあります。そうすると、このほかの市町村と比べて、うちはかなり低所得者の商品券というものが渡せる範囲が狭まっているとか、そういうことはないのか伺います。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

1点目の、ふるさと名物商品についてでございますけれども、今の消費喚起の関係で6, 298万円、これが交付金の限度額でございます。その中で、今ほど説明をいたしましたようにプレミアム商品券、それからふるさと名物の関係、低所得者の関係を予定しております。その中でもやはり実行率があると思いますので、それを見ながら適宜、額をしっかりと調整はさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、大枠の条件は設定をされておりますので、そこで打ち止めになる可能性もあるというようなことをご理解をいただきたいと思います。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。近隣と比較してどうかということにつきましては、大変申し訳ありませんが、分かりませんが、この低所得者の捉え方といたしましては、今年度実施しました臨時福祉給付金の対象を国から示されたものの対象にも準じておりますし、非課税世帯として捉えて2, 073という数字につきましては、妥当という言い方は悪いですが、市におきましては、非課税世帯につきましては若干高齢者の方が多くいらっしゃる中では多いかと存じますが、数字的には特に問題はないかというふうに捉えております。

○6番（後藤和正）

ありがとうございました。先ほど谷澤部長言われました、迅速な執行をということで、国もスピード感をもって創意工夫し、的を絞った一番効果的な対応をということでしたが、この半月という時間のない中で本当に、また第二次総合計画や来年度予算と並行し

ながら緊急対応されました。仕事とはいえ、職員の皆さん御苦勞さまでございました、本当に。さぞかし大変であったろうなと思います。

飛騨市におきまして、これらの事業を通してプレミアム以上の効果や、たくさんの消費が喚起できることを期待して、次の質問に移ります。

次に、子供たちの経済的境遇について質問をいたします。

新年度当初予算案では、人口減少を抑えるために若い世代が希望をもって結婚し、子育てができる社会の実現に向け、子育て支援に対する積極果敢な投資を見込んであります。中でも、児童福祉総務臨時経費の入園・入学祝い金制度は、若い親さんにとっては大変助かるものとなるでしょう。

有効な子育て環境や良質な教育環境に向けての施策を打ち出されてありますが、今回、私は子供の貧困に注目し質問をいたします。

2月12日の安倍首相の施政方針演説において、「子どもたちのための教育再生」では、子供たちの未来が、家庭の経済事情によって左右されるようなことがあってはならない。子供の貧困は頑張れば報われるというまっとうな社会の根幹に関わる深刻な問題であるとして所得の低い世帯の幼児教育の負担を軽減し、無償化にすることから、大学進学環境、高校生の奨学給付金の拡充、将来的に奨学金を無利子にしていくと述べられております。子供たちの誰もが自信をもって学び、成長できる環境を大人の責任でつくらなければならないと言ってみえます。

平成25年に厚生労働省は、日本の18歳未満の子供の貧困率が過去最悪の16.3%と発表しました。日本の子供の貧困は6人に1人ということで、空腹で夜眠れない子供たちがじりじり増えている状況です。国際比較では、子供の相対的貧困率はOECD、経済協力開発機構加盟国34カ国中10位と高い方であり、子供がいる現役世帯のうち大人1人の世帯での相対的貧困率は最も高く1位であります。他国と日本の貧困世帯で大きく違う特徴は、親が働いているのに貧困に陥っている世帯の割合が高いことです。日本の子供の貧困率上昇の根本的な要因は、女性よりも男性雇用問題だと考えられ、非正規雇用などの低所得層の拡大だと考えられておりますが、国際的に見ると、日本の母子世帯の貧困率が際立って高く、シングルマザーへの支援が必要ではないかと思われまます。母子世帯での平均年間就労収入は181万円だそうです。これは約8割の方が働かれています。母子家庭の場合、ダブルワークされている方も5人に1人と言われております。仕事と育児と家事で無理をし過ぎて病気になる人も多いそうです。

そこで、大人1人で子供を養育している家庭が特に経済的に困窮しているという点に注目し、それに応じた対策を早急に打ち出すことが求められます。塾へ通える子と、塾へ通えない子、参考書が買ってもらえる子、買えない子、いろんな地域を訪れて幅広い体験ができる子、できない子、思いっきり食べられる子と食べられない子、本当はとっても欲しい物を「いらぬ」と言う子、貧困から生じる子供の格差をどれだけでも拭い去ってやりたいものです。苦しい母子家庭では、母親の貧困ストレスからの虐待、貧困

からの不登校、進学を断念せざるを得ない貧困、将来の希望だけではなく生きていく気力の喪失、親への憎悪、といった苦悩の幼少期そして思春期を送る子もいます。貧困であることの不利は子供期だけでなく、大人になってからも持続し、一生つきまとう可能性が高いそうです。

しかし、多くのシングルマザーは前向きに頑張ってみえ、贅沢はないですが、子供の幸せを願い、明るい家庭を築く努力をしてみえます。そういった家庭の子供に対して養育から教育、生涯にわたり子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を希望し、何点かお伺いします。

はじめに、平成24年12月議会において、就学援助制度についてお伺いしまして、山本教育長にご答弁いただいておりますが、そこで「要保護および準用保護児童生徒の人数は110人から130人で、今後も同じように推移していく傾向で捉えている」とはっきり述べられておりましたが、昨年9月議会で出された決算書を見ますと、まさに教育長の想定どおりでした。ということは、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒がいる家庭は飛騨市の場合は増えていないということですが、現実には日本の子供の貧困率は、先ほど申しましたように確実に深刻化しているということは事実であります。

そこで、それはよその話だという理解もできるわけですが、飛騨市の実情をお聞かせください。国が発表した作成基準により算出した飛騨市の子供の貧困率が分かればそれと、今後の傾向についてお伺いします。

政府は、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっていることから、子供たちの成育環境を整備するとともに教育を受ける機会の均等を図り、生活支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要と昨年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同法に基づき昨年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。これに関しては、事細かにあらゆる角度からのさまざまな支援、対策を施す事柄が書かれておりますが、飛騨市でもこれに基づいて指標の改善等の改善、支援に取り組まれているのですか。また、飛騨市では、この大綱にある指針内容をどのように取り組みに生かしていくのかお尋ねいたします。

貧困率は、地方公共団体の政策によって変動するものとされております。物心両面での境遇の改善策が必要であります。生活に困窮している家庭の子でも、学力をつけて思いどおりの学校へ進み、将来は社会に出て役立つ人になってほしいと望みます。意欲と能力のある学生が、経済的理由により修学を断念せざるを得ないという社会ではいけません。大学等の進学には、特に授業料や住居費と負担が大きく、奨学金制度を利用しても、バイトをしても、生活しながら勉強するのは大変であります。進学時の支援について、飛騨市の現状と今後のお考えをお聞きします。

次に、養育費問題についてお伺いいたします。先日、ご近所の方からお伺いして驚い

たことがあります。離婚や未婚の母親に養育費が支払われていないケースが結構多いと言われました。そして、親権者という権利、義務を果たせていない親が増えているということです。それによって、養育が行き届かない不びんな子供たちが出ます。「そもそも最近の親は親権さえも分からない、知らない」と言われましたが、離婚する際に協議もされず、消息が分からなくなるひどいケースもあるそうです。協議離婚、また、協議が整わずに家庭裁判所で離婚調停となる場合などはまだ良いケースだと述べられました。実際調べてみますと、2006年の古い資料ですが、別れた父親からの養育費の支払いは2割しかなく、養育費を取り決めていない理由には、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が50%を占めていて、次いで20%が「相手と関わりたくない」という理由を挙げております。ほかにも、養育費は別れた父親の稼ぎから算定されるようですが、別れた後に会社の倒産やリストラで職を失い支払うことができなくなる場合もあります。養育費の文書での取り決め状況、養育費の受給状況はともに母親の学歴が上昇するにつれ、割合が上がっている傾向があり、養育費は母親の状況にも左右されるということです。養育費がない家庭が多数であることが母子家庭の困窮の一因となっております。離婚届提出時に、養育費の取り決めがしっかりされて公正証書化しているかをチェックする自治体もあると伺いました。法的には離婚届を受理して離婚は成立しますが、確認と指導をして子供を守ることは市にとっても重要なことではないかと思われまます。これに関しての見解と、実際にこのように養育費が支払われていない場合が8割もあるのか、飛騨市の実態を分かればお答え願います。

最後に、新年度予算に新規事業として生活困窮者自立相談支援事業352万円の計上があります。この事業の自立に向けた支援の内容をお聞かせください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは後藤議員ご質問の、子供たちの経済的境遇に関して、につきまして、1点目、2点目そして4点目、5点目についてお答えをいたします。

後藤議員がご質問の中で「貧困率は、地方公共団体の政策によって変動する」と述べられてみえますが、現実にはそうではないことが多いと考えます。

子供の貧困対策は、「学校教育による学力の保障等の教育支援」、「ひとり親家庭や生活困窮世帯等への生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「児童扶養手当・就学援助・生活保護世帯等への教育扶助等の経済的支援」等多岐にわたっております。そして、これらの対策の多くは、国が定めた基準によって運用されております。したがって、地方自治体が独自に運用できる施策は、限られていることを前提に答弁させていただきます。

はじめに、1点目の飛騨市の子供の貧困についての実情、貧困率と今後の傾向につい

てお答えをいたします。

貧困率につきましては、国民生活基礎調査の中で算出されたものでありますが、日本の18歳未満の子供の貧困率は16.3%と発表されており、昭和60年の10.9%に比べると深刻な状態にあると思われます。この貧困率というのは、全国市町村の抽出によるアンケート調査によるもので、市町村個々の状況が示されていないことから、飛騨市の数値的な現状については明らかではありません。

そこで、飛騨市の母子世帯の平均就労収入から見ますと約208万円であります。全国同様約8割の方が働かれての数字ではありますが、全国平均の181万円と比較しますと、約27万円高い状況となっています。しかし、個別に見ますと全ての世帯が決して充分であるはいえず、今後の傾向につきましても楽観視はできないものと考えています。

来年度飛騨市は、重点施策として少子化対策・子育て支援の充実を図っており、子供の貧困に対しても少なからず対応できていくものと思っています。

2点目の政府が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく改善や支援は。大綱をどう扱うのか、についてお答えをいたします。

議員が述べられましたとおり、平成26年度1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、「子供たちの将来と日本の未来をより一層輝かしいものとするために、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことを目的に施行され、同年6月に「子供の貧困対策に関する大綱」が作成されました。内容は、「貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」とされています。

大綱に基づく改善や支援では、子供の貧困に関する指標を踏まえ、指標の改善に向けた重点施策であります「教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援」につきましては、飛騨市では一定の水準を満たしていると考えているところであります。

さらに、第二次総合計画後期基本計画ならびに人口減少対策実行プランにおきましても、さらなる施策の展開を図るよう策定いたしましたのでお願いいたします。

次に4点目ですが、養育費支払い取り決めのチェックに対する見解と養育費の支払い実情についてお答えをいたします。

まず、養育費支払い取り決めのチェックに対する見解ですが、平成24年4月1日から民法等の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、離婚届の届出書の標準様式の改正がありました。

改正法では未成年の子がある父母が離婚するときは、面会交流および養育費の支払いについて取り決めるを行うよう明文化されたために、チェック欄が設けられたものであります。当趣旨を鑑み、飛騨市におきましても届出受理の際には明文化の趣旨を周知する

ため、チェックの依頼を実施しているところであります。ただし、離婚届出の要件ではありませんので、届出者が拒否をされれば強制することはできません。

飛騨市における養育費の支払い実情につきましては、児童扶養手当の申請状況から把握いたしますと、約43%の方に支払われております。

最後のご質問であります、新年度に新規事業である生活困窮者自立相談支援事業の予算に352万円があるが、自立に向けた支援内容等とその効果を伺う、にお答えいたします。

この「生活困窮者自立支援制度」は、事情により働きたくても働くことができないなど生活全般にわたる困りごと、例えば社会保障も受けられなかったり、家計が立ち行かなくなるなどの相談に乗り、社会参加や就労への支援、就業までの間の住居費の支援などを行う制度で、その相談窓口が4月から全国に設置されるものであります。

支援の内容としましては、支援プランを作成する「自立相談支援事業」、社会との関わりに不安がある方に一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労機会の提供を行う「就労準備支援事業」、その人に合った作業機会を提供しながら就労の場を提供していく「就労訓練事業」、離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に、就労活動を条件に一定期間、家賃相当額を支給する「住居確保給付金事業」、相談者自ら家計管理ができるように相談支援する「家計相談支援事業」、生活困窮世帯の子供の生活習慣、学習環境を整えるため子供と保護者の双方に必要な支援を行う「子どもの学習支援事業」などがあります。

議員ご指摘のように、生活の困窮は、家庭環境の影響が大きく、よって、世代間で連鎖すると捉えられていることから、早期の支援が求められていると考えます。そのためには、就学相談や税・料の納付相談や、地域の福祉ネットワークで察知できる場合もあることから、まずは各部署からこの相談窓口につないでいただくこと、また、対象者の了解のもとに庁内関係部署や地域の社会福祉関係団体において情報交換を密にさせていただき、連携の仕組みを充実させていきたいと考えております。

そのため、制度初年度となります平成27年度当初予算では、まず、相談窓口設置にかかる経費としまして、国から4分の3の負担金を受けまして、相談員の嘱託職員人件費に259万円、事業所開設の要件となる相談員研修費に32万9,000円、住宅確保に扶助費60万1,000円を計上させていただいております。なお、当制度の施行前の事業といたしまして、岐阜県住まい対策拡充支援事業というものがございまして、これで平成26年度は1件の相談実績がございます。以上、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは後藤議員の3点目、進学支援に関する飛騨市の現状と今後の考えについて答弁をさせていただきます。

飛騨市の進学支援としては、教育基本法第4条第3項の規定に基づき、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に対し、飛騨市育英基金により奨学金を無利子でお貸しする制度を設けております。

本制度は、成績と所得に関する貸付基準を満たした利用希望者の方に、その在学期間中、奨学金として高校の場合は毎月2万円、大学の場合は5万円以内の額を無利子でお貸しするものであり、町村合併以後、平成20年度の41人をピークに、毎年30人程度で推移し、現在までに330の方が利用されております。

平成26年度における育英基金の額は3億4,800万円で、うち3億3,400万円が貸付金として貸付けされており、奨学金の利用者は87人、償還を行ってみえる方が149人の状況です。

市では、奨学金の利用について人数制限を設けておらず、成績と所得の貸付基準を満たした方については、全ての方にご利用いただけるよう厳しい財政状況ではありますが、必要に応じて育英基金の積み増しを行ってまいりました。

また、本年度策定いたしました第二次総合計画後期基本計画、人口減少対策実行プランとして、子供たちがすこやかに育つために、子育てにかかる教育費の負担軽減策として、本年度、奨学金の償還期間、これを現在の2倍から3倍と延長させていただきました。

例を挙げて申しますと、4年制の大学に進学した場合、月5万円の貸付といたしまして4年間で240万円をお貸しし、今までは1年の据え置き期間後、最長8年で毎月2万5,000円の償還であったものが、同じく1年間の据え置き期間を置きまして最長12年間で毎月1万6,600円の償還となるものです。償還期間は4年間延びますが、毎月の償還額が8,400円の負担軽減となります。

参考までに、岐阜県社会福祉協議会に低所得世帯を対象とした生活福祉資金、教育支援資金貸付制度がございます。無利子貸付制度であり、就学時の支度金上限50万円、大学の場合、月額6万5,000円以内の貸付で、卒業後半年の据え置きを置きまして10年以内の償還となっております。

また、県教育委員会には岐阜県選奨生奨学金制度があります。採択条件では、人物、成績優秀者とし、大学の場合、月額3万2,000円の貸付けとなっております。卒業後半年の据え置きを置きまして10年以内の償還となっております。国の奨学金制度としまして代表的なもので、日本学生支援機構奨学金などがあります。

市の財政は非常に厳しいものが続いておりますが、市としての高等教育への進学支援として安心して利用いただけるよう、必要に応じて育英基金の積み増しを行い、今後も育英基金奨学金を希望される方全ての方に利用いただきたいと考えております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○6番（後藤和正）

数値的にいろいろ伺いました。実感として、この問題に関しては少し安心をいたしました。また、お二人とも落ち着いた答弁で、今後もそういった視野を広く見ていてもらいたいと思いますが、こういった問題に関しては大変答えにくい部分もあったと思いますが、できる限りの答弁をいただきましてありがとうございます。どこの自治体よりも子供たちの誰もが自信を持って学び、そして成長できる環境を飛騨市がいち早く築くことで、全国から人が集まってくる町になればいいなと思います。これで質問を終わります。

〔6番 後藤和正 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。なお、再開は午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時50分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に13番、天木幸男君。

〔13番 天木幸男 登壇〕

○13番（天木幸男）

それでは早速お許しをいただきましたので、通告いたしました2点につきまして質問をさせていただきます。

1点につきましては、新制度移行に伴います今後の保育園の方向性についてでございます。この制度のあり方については、これからの保育行政を変革性をもたらす大きな課題と思っております。

このたび子ども・子育て支援法に基づきまして、飛騨市は昨年9月議会において「飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、さらに12月には「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」が政務化されました。その運用は、本年4月からとされています。その内容によりますと、従来の保育のあり方が大きく様変わりしそうであります。これによって待機児童の解消や、女性の働きやすい環境づくりを期待しての新制度であります。

子ども・子育て支援制度は、従来の保育施設の運営にさらに3歳児未満の子供を預かる地域型保育の事業認可が加わりまして、1つは、利用定員5人以下の家庭的保育、すなわち保育者の自宅で預かる事業。2つ目に、6人から19人以下の子供を預かる小規

模保育A型、B型と、C型は6人から10人以下の子供を預かる事業。3つ目に、1人の居宅訪問型保育として、乳幼児の障がいのある者を対象としております。4つ目に、企業の事業所内保育、加えて施設型として幼稚園と保育所の強みを生かした認定こども園の5種類が加えられることにより、預け先の選択肢が広がられます。

また、この法令によって共働き世帯だけではなくて、全ての子育て世帯が支援を受けることとなります。これまでの公立保育所は、長年にわたって地域の標準的な保育水準を築くという役割を果たしてまいりました。さらに一定の保育が保証されてまいりました。

一方、新制度は、これまで進めてきた取り組みが一変することとなり、多様な事業者の参入を促し、保育の多様化を進めるものとなっております。このように、広く規制緩和されることになり、例えば、家庭的保育、居宅訪問型保育、小規模保育C型保育などの保育者は、1カ月程度の研修を受ければ保育に携われる道が開かれており、市民自らの経営の場が開かれるとともに、雇用対策にも寄与できることとなります。したがって、多様な保育の中から保護者が受けさせたい保育を選ぶために、地域の標準的な保育という考え方がなくなってまいります。新制度の下では、従来の公立保育所が果たしてきた役割が変質しそうであります。つまり、一般的な保育は民間に任せ、民間保育所で預かるのが難しい子供たち、例えば、障がいの重い子供、虐待を受けている子供などを公立保育所が担当する保育所という位置付けになっているようであります。

このような道が開かれることにより、公的な制度には民間施設が加わり、従来の保育のあり方を見直さなければならない事態が生じてきます。

そこで、飛騨市が取り組む方向について伺います。1点目、運用が目前に迫っている新制度においては、5年を1期とした「子ども・子育て支援事業計画」の策定が法的に義務付けられており、地域の子ども・子育て支援事業を着実に進めることになっておりますが、計画策定の進捗状況は現在どのようになっているか伺うものであります。

二つ目に、飛騨市の事業計画は、条例の精神にのっとり、どんな特徴を盛り込んだ子ども・子育て支援事業を想定しているのか、であります。これまでの児童福祉法では、同一市内であれば保育料は同じであったわけですが、これからは新制度による多様な事業者を参入させ、互いに競い合うような競争型の保育に変えようとしております。したがって、これまでの児童福祉法の下では、保育料は行政が決めましたが、新制度では国の基本的な運営経費額と収入に応じた保育料徴収額を国が定め、これが目安となるようであります。国は枠組みだけの役目であり、実際に実施するのは市であります。

このたび、「飛騨市人口減少対策実行プラン」を策定されました。その目的には、冒頭で「行政として実施できることは、確実にかつ積極的に実施する」と述べられています。子育て支援事業の取り組みは、人口減少対策には欠かせない重要テーマだと思いますが、内容を拝見しますと、子ども・子育て支援新制度の精神が何ら盛り込まれていないというか、具体的な方向性が示されておらず、事業メニューのみが羅列されているだけで、

何も見えてこないように私は感じます。もう少し深入りすれば、新制度になっても従来の公立保育運営の延長線としか理解できないような気がいたします。

また、先日頂いたできたての「飛騨市第二次総合計画後期基本計画」にも、昨年9月に運営に関する基準が条例化してあるにも関わりませず、触れられてないように見受けられますが、この新制度を最大に生かした保育に対する競争力のある子育て支援体制をどのように整えるつもりか伺うものであります。

三つ目に、地域型保育を取り入れたいと設置者から申し出があったときは、市はどの程度の支援策を考えているか伺うものであります。条例に定める基準に適合していれば、認可することになっております。

四つ目に、新制度は、多様な事業者の参入を促し、保育の多様性を進めるものです。先般の全員協議会で伺った第6期介護保険事業計画でも、多様な介護施設である民間運営のグループホームとか、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームがあるように、保育の分野でも多様な保育の中から保護者が受けさせたい保育を選ぶために、従来の地域の標準的な保育という考え方がなくなります。

そこで私が思うに、これがこれからの基本的な考え方として、子供も高齢者も同じ福祉施策で進行することが、この新制度の趣旨であることがよく分かってまいりました。この点については、どんな考えで保育園の方向性を考えておいでか伺うものであります。

5点目でございますが、この新制度は難しいことが多くある中で、小さなことも考えられますが、新制度による「飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、第4条を見てもみますと、保育所の利用定員は20人以上となっております。例えば、山之村保育所のような保育所は、これから統廃合をするのか、施行と同時に小規模保育事業へ移行するのか、その運用について伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは天木議員ご質問の、新制度移行に伴う今後の保育園の方向性についてお答えをいたします。

「子ども・子育て支援新制度」につきましては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や、放課後児童クラブなどの地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度で、平成27年4月より制度がスタートいたします。

新制度上における全国的な教育、保育の場としましては、これまでの幼稚園、保育園に加えて、認定こども園のさらなる普及が図られ、地域型保育を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育が増えることとなります。

飛騨市における教育、保育の場は、昨年度実施しました「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から「定期的に利用したい施設は」という問いに対しまして、94.3%の方が「保育園を利用したい」との回答がありました。また、全国的に喫緊の課題であります待機児童の件につきましても、飛騨市では該当がないことから、引き続き現在の形態を継続し、ニーズ調査を踏まえたさらなるサービスの拡充を計画しているところです。

それでは、議員からの5点のご質問にお答えさせていただきます。まず、計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

飛騨市におきましても子ども・子育て支援法第61条にのっとり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果を反映した計画を策定中であります。現在の進捗状況につきましては、これまでに計5回の子ども・子育て会議を開催しました。「第1章 計画策定の背景と趣旨」から「第3章 計画の基本的な考え方」までにつきましては、委員の皆さまよりおおむねの承認をいただいたところです。今月には、第6回目子ども・子育て会議を開催し、最終の事業計画の確認、承認をいただき、今月末には策定の予定であります。

2点目に、飛騨市の事業計画は、どんな特徴を盛り込んだ子ども・子育て支援事業を想定しているのか、についてお答えいたします。

はじめに、保育料の件ですが、新制度になりましても国が定めた上限額の範囲内で各々の市町村が決定することとなっています。現行の保育料を基本として保育時間が8時間までの短時間制度が新設はされましたが、それ以外はこれまでと変わるものではありません。引き続き、第2子以降の減額措置も継続してまいります。つまり、新制度となりましても同じ認定区分と階層区分であれば、どの施設、事業所でも同一の保育料となります。

飛騨市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方としましては、国の基本指針に即しながら、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果を踏まえ、前計画であります「飛騨市次世代育成支援対策推進後期行動計画」を引き継ぐ計画としております。基本理念につきましても、「みんなで育もう、地域の宝～子育てにぬくもりを、子どもから飛騨市の元気を～」を掲げています。「飛騨市第二次総合計画後期基本計画」および「飛騨市人口減少対策実行プラン」への記載につきましても、冒頭に申し上げましたように、現在の市の子育て支援体制が大きく変化するものではないため、「子ども・子育て支援制度」について直接触れてはおりません。しかし、計画の基本的な考え方は、前計画同様、上位計画であります「飛騨市第二次総合計画後期基本計画」を踏襲しておりますのでお願いいたします。

3点目に、地域型保育に対する市の支援策は、についてお答えいたします。

新設される地域型保育事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業があります。この4事業は、施設、これは原則20人

以上ですが、施設より少人数の単位で、0歳～2歳の子供を預かる事業です。主に待機児童の解消を目的とし、保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子供が減少している地方など、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保するものです。事業者からの設置希望があった場合には、市の認可を受ける必要があります。そのためには、施設の設備、職員配置など、認可基準を満たすほか、国の基準を踏まえて市が条例で定める運営基準を遵守する必要があります。許可を受ければ市からの給付になります。現在、市内においてはこの事業は実施されておりませんし、設置計画も確認してはおりません。今後、民間事業所からの計画の申し出があった際には、双葉保育園への支援をベースとした支援について検討してまいりたいと思います。

4点目に、保育園の方向性についてお答えをいたします。

2点目のご質問でもお答えさせていただきましたが、ニーズ調査の結果から、保護者の方々は大きな変化を望んではいないと判断させていただいております。したがって、現状の体制を継続し、保育サービスのさらなる拡大を図れるよう施策を反映させていきたいと考えます。ただし、今後とも保護者のニーズを的確に把握し、そのニーズに沿った方向性を子ども・子育て会議にて議論いただき検討していきたいと考えます。

最後に、山之村保育園のような保育所の運用についてお答えいたします。

既存の教育、保育施設につきましては、子ども・子育て支援法施行規則附則第5条第2項による協議「※みなし確認施設」という位置付けで、協議書を県に提出することにより従来どおりの「保育所」とみなすこととなります。飛騨市におきましても、現体制を維持すべく1月21日付で岐阜県へ協議書を提出したところでございます。以上、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○13番（天木幸男）

どうも、ありがとうございました。私も理解に非常に苦しんでおったわけでございます。確かに今言われましたように、新制度になっても公立施設であればメリットが非常に大きいということも理解しておりましたし、それから事故があったとき、そういう場合にもやはりどうしても市の責任が来ると。民間になれば、やはりその辺について非常に弱くなってくるというようなことがございまして、この法律そのものが非常に矛盾を感じているのかなというようなことを察しておったわけでございます。

しかし、そういう状況の中で今お聞かせいただきましたけれども、私も総務委員会に所属しておりまして、この新条例の審査時には準則であるということを知っていたものですから、この辺については新制度の趣旨とか目的とか精神的な理解をせずして、淡々と賛成をしておりました。たまたま国の新施策をテーマとした全国市町村議員研修会が東京でございました。そのときに、さわり程度の勉強をしてきたわけなんですけど、そのときにはマイナンバー制度が新しく生まれてくるとか、国保の都道府県単位化に一つになるとか、こういうような大きなテーマが掲げられたものですから、そういう状況の

中で保育の子育て支援制度についてもこの本を読みますと、伺いました、私が今質問の条項の中に入れていたような状況が前に出まして説明をされたものですから、これは飛騨市にはマッチしていないなということをつくづく感じておったわけでございます。今、説明いただいた中で特に逆にですね、申し出があれば認めていくと、いかざるを得ないという答弁でございましたけれども、結局この新制度が入ってきますと、先ほど申し上げましたように企業参入の機会ということも生まれてくるのではないかなということをおもっています。と申しますのは、認可制度をクリアしてきますと、やはり認めないわけにはいきませんので、やはり公定価格、国から補助金は結局、民間であろうが公であろうが同じでございますので、そういうようなものと減価償却費が加えられて、そして企業の税金投入が増えて、経営メリットが拡大するということが可能性が非常に高くなっていくというような説明を伺いました。ですから、こういうような問題になりますと、やはりこういう道が開かれてきて、民間活力を期待した保育園経営になるのかなということ、私は理解しておったわけでございます。そういうようなことで矛盾を感じるわけでございますけれども、今の公立そのものはかまわずして、こういうような未満児保育等の門戸を開いていくんだということで、それについては前向きにやっていくと。ですが、この保育料とかああいうものは、一緒にならないということをお聞いたのですが、この辺についてもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。保育料につきましては今ほど述べましたように、同じ認定区分、1号認定、2号認定、3号認定でございますが、認定区分と所得の階層が同じであれば、どこの施設を利用していただいても保育料につきましては同じということは間違いございませんので、お願いいたします。

○13番（天木幸男）

私の理解しているところで、保育料というものは国から来る補助金なり育成費、国が2分の1でしょう、そして県が4分の1、市町村が4分の1足して、民間で経営する場合に保育料はバラバラだということをお聞いているのですが、変わらないのですか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。確におっしゃるように、国が基準として入る措置費につきましては決まっておりますが、今、市は保育料につきましては、例えば第2子は2分の1、第3子以降は無料として、市の制度の中で運用しております。もちろん一財を投じてのことですので、保育料の決定につきましては市で決定できるという事柄の中で、今ほどおっしゃったように決定させていただいております。それを今は準じて、どの施設を利用しても認定区分と所得階層が同じであれば、同じ金額で差があるものではないということをお説明いたしました。

○13番（天木幸男）

どうもありがとうございました。私も不勉強でございますので、十分なことは分から

ないのですが、本等を読んでもみますと非常に開かれた、この保育園経営に変わってしまうということをはっきり言っているものですから、その辺踏まえた場合の飛騨市のあり方というものはどうかなということを質問させていただいたわけですので、この辺でこの点については深入りはいたしません。

それでは、次の2点目に入らせていただきたいと思います。高含量トウガラシを栽培し、第6次産業に育てられないかという問題でございます。

飛騨市は、自然、安らぎ、緑、豊かさというイメージが、これからの社会発展のキーワードになりそうであります。これを実現できる産業は、農業以外にないと私は思っております。これを具体化し、産業を元気にする長期的処方箋にしたいものであります。

今日まで、活性化戦略として第3の農産物が発掘できないかと、あれこれと模索してきているところではありますが、なかなか発掘できないのが頭の痛いところでもあります。

そこで、初めての取り組みではないかと思いますが、地元の企業が医薬品原料として海外で生産していた薬草高含量トウガラシを、地元で生産ができないかと検討を重ね、それが飛騨市の特産品として、また農家の収入源として役立てればと試験性栽培を踏まえ、昨年ようやく農家に栽培者を募り、栽培が開始されたところでもあります。

昨年の暮れに、初めて農家の栽培結果報告会がございました。何といたっても見たこともない珍しい作物でありまして、生産者は不安を持ちつつマニュアルに沿って栽培したものの、何とか収穫にこぎつけたようでもあります。初めての生産物でありますので、その結果は生産者の収量、品質にそれぞれ格差が生じたものの、これからの経験を積みば有望な作物に育てることができるのではないかと、小さな動きから大きな波及効果を期待しているところでもあります。

農業振興の特産品の一つとして、また、米の生産調整の一環として転作に役立ち、儲ける産業への飛躍の出発点として、手ごたえを感じているところでもあります。企業側としても医薬品原料として、地元調達の可能性を模索している段階だと思っております。

先般、新聞に掲載されておりましたが、一流の各メーカーが漢方薬の主要原料を国産化に切り替えるべく、自治体と連携協定を締結しながら特産化を目指しているようでもあります。飛騨市の製薬会社もその流れに乗っているようにも感じます。これはひょっとすると光る産業につながる可能性があるのではと夢見ながら、地域に根付くだろうか、気候に合う作物になるだろうか、暗中模索の中で私も仲間に加えていただきまして、人に語る小さな機関車役として役に立てばと、借りた農地を活用しながら挑戦をしてみたいところでもあります。

そこで、心が躍る産業に育てればと夢見ながら、市の姿勢について伺うものであります。

市として、これまで現場で指導してこられた担当者の感触では、どう受け止められたでしょうか。農業振興にとって重要なのは、動きを作ることです。農業支援センターは、飛騨市の農業を支える地域マネージャーとしての役目を果たしていただいているわけで

ありますが、先に飛騨市の振興策として取り上げる気持ちがあるかと伺ったときに、「前向きに指導したい」とのことでした。元気な農業に育てるには、成り行き任せでは規模拡大は困難であります。農業でも求人活動が大切と思っております。「農業をやらないか」の勧誘と、「あなたの経営に関して、地域の中のみinnで見ていく」という保証も必要だと思います。そんな思いから、次の点について伺いをいたします。

飛騨市の特産品の可能性について。二つ目に、魅力的な農家の収入源の一助にならないか。三つ目に、地元優良企業振興策につながらないか。四つ目に、「高含量トウガラシを作ってハワイに行こう」ではありませんが、地域づくりとしての活力源につなげる等、成長戦略の一つとして促進する気持ちがないか。

「心は一つ」であります。成果報告会において企業側は「今年こそ、栽培面積を倍増にしたい」と規模拡大を宣言されておいでになります。

しかし伺いますと、割高な人件費など国産化にはハードルが多いようであります。これに対し、行政として企業振興と農業振興の二足のわらじで、この取り組みを軌道に乗せるまで、物心両面で支援する気持ちはないか伺うものであります。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは2番目のご質問、高含量トウガラシを栽培し、第6次産業に育てられないか、についてお答えをいたします。

最初に、高含量トウガラシについて説明させていただきます。

市内の製薬会社では、医薬品や食料の原料として使用するカプサイシンを抽出するため、原材料である乾燥トウガラシを海外から輸入されていましたが、トウガラシの品種改良を行う中で、カプサイシンの含有量の高い品種の国内生産に着手され、平成25年度より苗や支柱の無償提供を行い、市内の農業者に栽培を委託して、果実の買い取りを行っております。

市では、平成24年7月に事業計画の説明を受け、以来、栽培者の募集、栽培技術に対する助言、圃場調査、栽培マニュアルの作成などの支援を行ってきました。

平成25年度は、栽培者11名で、3,100株、一株当たり平均収量が0.41kgでありましたが、平成26年度は、栽培者46名で、14,082株、一株当たりの平均収量が0.69kgとなりました。

製薬会社では、平成26年度の目標といたしましては、一株当たり0.8kgを目指してみえましたが、個人別の実績では、一株当たり0.02kgの収量の方から目標を大きく上回る2.13kgを収穫された方もみえるなど、圃場の条件や肥培管理など課題が残ったと考えております。

まず、1点目の飛騨市の特産品の可能性についてお答えします。

製薬会社では、トウガラシ栽培を成功させ、産地として確立させることができれば、地域貢献になると考えてみえます。市でも、生産者が増え、製薬会社が必要とされる数量が飛騨市内で確保できれば、特産品として産業化の可能性は高いと考えております。

次に、2点目の魅力的な農家の収入源の一助にならないか、についてお答えいたします。

トウガラシの栽培については、特殊な栽培方法を必要としないため、兼業農家や定年帰農者など農業経験の少ない方による栽培も可能であり、多くの方に栽培していただきたいと考えております。製薬会社でも、若い方や専業農家はターゲットにはされてはみえません。

10アール当たりの作付けは800株程度となりますが、管理や収穫作業を考慮すると、一人当たりの栽培面積は3アール、240株程度と考えており、今年度の平均収量で販売額を計算すると3万円弱となりますが、最高収量で計算すると9万円ほどとなります。苗や支柱を無償提供されることなど経費がかからないことなどを考えると、ある程度の収入はあると考えています。

次に、3点目の地元優良企業振興策につながらないか、についてお答えします。

高含量トウガラシの栽培は、製薬会社から提案いただいたものでありますが、平成29年度には3万株の生産を計画されてみえます。市では、企業支援の観点からも計画どおりの生産ができるよう、生産者の拡大に努めたいと考えております。

最後に、4点目の地域づくりとしての活力源につなげるなど、成長戦略の一つとして促進する気持ちはないか、についてお答えします。

今年度の栽培反省会において、生産者からは、製薬会社に対し、買い取り価格のアップを求める声が多く聞かれました。製薬会社でも平成28年度から段階的に、さらに高含量のトウガラシへの品種を移行し、買い取り価格のアップを検討してみえます。

市では、計画に沿った生産数量の達成を促すとともに、生産者の拡大を図ることにより産地化への道を拓くため、買い取り価格がアップされるまでの間、期間を定めて買い取り価格の上乗せをすべく、今議会に農商工連携交付金として予算を提案させていただいております。

買い取り価格のアップは、生産者の栽培努力と栽培技術向上に向けてのインセンティブにもなるとともに、高含量トウガラシは、今のところ鳥獣からの被害もなく、休耕田の解消にも効果があることから、農業振興と市内企業支援の両面で、高含量トウガラシの産地化に向けて引き続き支援をしていきたいと考えております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○13番（天木幸男）

ありがとうございました。育てたいという意気込みと、それから前向きな姿勢につきましては私も関心をいたしておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

今、TPPというようなことで、非常に農業をめぐる環境は厳しいわけでございます。

農業経営というものは、農業は駄目や、駄目や、と言っているのは、廃止活動を推薦しているようなことになるわけでございまして、そうなりますと本当に駄目になってしまいます。トウガラシを作ったらすばらしいものを発見したというような、本当にその良さのPRが大切ではないかと思っております。

農村には夢やイメージを現実に結びつける人々が必要でございまして、マイナスの発想を払拭しながら、皆が前向きになって生き生きとした農業農村を作る必要があると思っておちます。その明るさを呼び戻すためにも、生かすも殺すも我々にあるのだという気迫のこもった農業支援センターの大きな役目を期待しながら、私の質問を終わらせていただきます。今日は本当に前向きな回答をありがとうございました。

〔13番 天木幸男 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時35分 再開 午後1時36分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問に入らせていただきます。私の前に天木先輩がすばらしいやつをやられましたので、ちょっと目立たないかなと思っておりますがやらせていただきます。それと、本日の会議の冒頭で、議長のほうから分かりやすい言葉でということがありました。私は、はじめの質問がちょっと言葉がカタカナとか横文字が出てきて非常に理解しづらいと思いますけれども、皆様のご理解のほうをお願いしたいと思います。

今定例会の26年度補正予算案に、地域資源活用新事業体出資金2,000万円が計上されています。先の全員協議会において概略の説明がありましたが、市は出資を行い民間会社株式会社トビムシ、株式会社ロフトワークと合弁会社を設立し、地域資源である木材を利用した木製品を加工販売することです。

民間会社の（株）トビムシは2009年2月に設立された、まだ新しい企業であります。事業の内容は地域資産としての森林に光をあてることで持続可能な地域再生の実現を目指し、森林価値を高める多角的な事業を展開します。森林の施業管理、森林資産、素材の生産、加工、販売などを自らも行うとともに、製材会社などに対する経営支援や、

地域ブランディング、これは価値あるブランドを構築するための活動、およびマーケティング、お客様に価値を提供してお金をいただくこと、の企画、実施を支援すると紹介されています。

現在、岡山県西粟倉村において地域商社「株式会社 西粟倉・森の学校」を、西粟倉村とトビムシが共同で設立し、地域の活性化に取り組む様子がテレビ、雑誌等において紹介されています。なお、西粟倉村は、1月1日現在、人口1,530人の過疎化、高齢化が進みつつある村で、雪も降り、面積の約95%が山林という規模は違いますが飛騨市の環境と類似した村です。

また、株式会社ロフトワークは、2000年2月に設立された比較的新しい会社です。16,000人のクリエイターネットワーク「ロフトワーク ドットコムloftwork.com」、学びのコミュニティ「オープンシユウOpenCU」、デジタルものづくりカフェ「ファブカフェFabCafe」、クリエイティブ業界で着実に実績と知名度を高めてきた業績、そしてCreative CommonsやMITメディアラボとの連携など、幅広く活動している会社と紹介されています。横文字、カタカナが多く、理解しづらいのですが、人々をつなげ共通の目標に向かっていくことで、仕事を創造的に進める。そして、人を集める以上の価値を提供する会社であると理解しています。この2社の事業は、それぞれ独特の個性があり、これが合体することでどんな力が生まれるのかまことに楽しみであります。

新会社設立の2年目には、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資が予定されています。この会社は、国と民間の共同出資によって、平成25年1月に設立されています。その目的は、農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動などに対し、農林漁業成長産業化ファンドを通じて出融資や経営支援を実施するとあります。対象事業の要件、支援内容の要件もあり、また25年度実績は全国で22件とそれほど多くない中で出資を受けることができれば、今回計画されている事業の成功にさらに期待が膨らみます。

都会ではアベノミクスの円安効果により、好調な経営状況がテレビ、新聞等で報道されていますが、なかなかその恩恵にあずかれない市を取り巻く環境の中で、徐々に市に元気を生む事業であると感じています。今後の展開に大いに期待しています。

市は出資を行い事業へ参画することになりますが、これまでの経緯、市の目指すところなどについて伺います。

1点目、合弁会社設立までの経過は。飛騨市、(株)トビムシ、(株)ロフトワークの出資により合弁会社が設立されますが、設立までの経緯はどのようになっているのか。

2点目、市内事業者の製品と競合しないのか。市内には木製品を製造する企業が努力されています。既存企業の製品と競合することになれば、せっかくの事業も台無しとなりますが、今回設立される会社で加工販売される予定の木製品はどのようなものか。

3点目、出資の確実性および関わり方は。2年目、2016年には、(株)農林漁業成

長産業化支援機構より出資を受けることになっていますが、このことは確実なのか。また、機構は2分の1、市は4分の1を出資する計画であります。どのように新会社の運営と関わることになるのか。

4点目、この事業により市が最終的に目指すことは。財政厳しい折にこの事業に対し、市は2,000万円を出資します。ぜひ、良い方向へ展開することを期待していますが、市が最終的に目指していることは何なのか。

5点目、事業に対する市の意気込みは。事業参画に伴うリスク対策が縷々述べられています。このことも大切であると思いますが、とにかくこの事業を成功するよう努力されることを強く望みます。この事業に対する市の意気込みを伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、ご質問の地域資源活用新事業体出資金を生かすために、についてお答えします。

昨年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の中で、国は「地方創生のためには地方自らが地域資源を掘り起こし、それを活用する取り組みや、外部人材を取り込むことによる新たな視点からの活性化が必要である」としています。

飛騨市のみならず、地方にはさまざまな地域資源が多数存在しており、その掘り起こしや活用の必要性は既に広く認識されています。しかし、地方にとって真の課題は、それら豊富な地域資源を生かし、お金に換えるための人と仕組みがないことでもあります。地域活性化のために国県の補助金をあてにしても、それを生かす人と仕組みがなければ、取り組みは補助金という財源がある期間に限られ、一過性に終わります。地域資源をお金に換え、人を迎え入れ、その新たな人材がさらに新たな取り組みに挑戦する、そんな連鎖反応が続いていく仕組みこそが、すなわち持続可能な地域づくりであると考えます。

議員ご質問のとおり、今回市は、民間企業と協働してこうした仕組みづくりを目指す新たな取り組みに挑戦します。この取り組みは、全国でも前例のないものであり、まさに地方が自ら考え責任をもって戦略を推進すべきとした国の地方創生を牽引するものであると考えております。

まず、1点目の合弁会社設立までの経緯についてお答えします。

人口減少、高齢化が進行する中、持続可能な地域づくりをいかに実現するかについて調査、研究するため、平成25年度より2カ年にわたり、森林資源の活用による地域振興に実績のある株式会社トビムシへの委託事業を実施してきました。

昨年、10月28日に行われた当事業の報告会では、市内には活用できる地域資源が豊富にあるものの、それらを活用する機能、すなわち実施主体が不在であることや、こ

うした事業活動を産業、雇用創出や交流促進につなげる仕組みづくりが十分でないことなどが報告されました。また同時に、株式会社トビムシと国内外に2万人を超えるクリエイターネットワークを有し、今回の事業でトビムシとともに飛騨市の地域資源活用のあり方について検討を行った株式会社ロフトワークによる新たな事業体を市内に立ち上げ、地域資源を活用した商品開発および販売を行う新たな事業についても提案をされました。さらに、その後の協議により、当事業の実施が森林の再生や交流人口の増加、移住推進など、地域に与える公益的影響が大きいことなどに鑑み、市も参画することを決定したものであります。

2点目の、市内事業者の製品との競合についてお答えします。

今回新たに設立する新事業体は、豊富な森林資源、特に広葉樹の6次産業化を基軸とした事業展開により、持続可能な地域づくりの実現を企図しております。具体的には、森林施業により森林そのものの価値を上げるとともに、その過程で発生した小径木広葉樹を使って新商品の開発、販売を行い、地域に新たな産業を興すことです。小径木広葉樹を活用するため、市内で製造される家具より規模の小さな商品群となることを想定しており、競合ではなく、新たな顧客獲得を目指すものであります。さらに、高い技術やノウハウを有した市内の個人事業者や企業等と可能な限り連携することで、より効率的な事業展開を目指し、こうした皆さまにも有益な事業となるようさらなる検討を行ってまいります。また、商品開発の過程で都市部のデザイナーや建築家など、さまざまな専門家との交流が新たに生まれるとともに、企業のもつチャンネルを活用して、これは両会社のことでございますけれども、チャンネルを活用して見込顧客を対象としたツアーを造成するなど、飛騨市の交流人口増加にもつなげたいと考えています。

3点目の、出資の確実性および関わり方についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、事業計画上では、新事業体設立2年目において株式会社農林漁業成長産業化支援機構の出資を受けることとしています。この制度は、6次化ファンドとも言われ、第一次産業従事者が、流通、加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、機構が出資という手法により支援を行うものであります。

機構からの出資については、株式会社への出資という行為の性質上、現段階において出資を確実とするものではなく、出資を受けることを目指して事業に邁進するものであります。ただし、株式会社トビムシが岡山県西粟倉村で村との共同出資により展開している類似事業については、国内初の林業案件として機構からの出資を受けていることから、既に信用性およびノウハウを保持しているものと考えております。

また、機構の経営への関与については、原則として出資後、その割合に応じて会社法に定められたさまざまな権利が発生します。しかしながら、機構が出資を行う目的が、農山漁村に由来する地域資源を活用し、新たなビジネスを展開することで、地域内における所得と雇用を確保することであることから、認定された計画と大きな食い違いがなければ、経営への関与は最低限であると考えています。事実、先ほど述べました岡山県

西栗倉村では、機構からの役員派遣などは行われておりません。

4点目の、当事業が目指す最終的な目的についてお答えします。

これまで述べた新事業体の設立や、小径木広葉樹を活用した商品開発および販売は、あくまで手段に過ぎません。繰り返しになりますが、こうした事業を行うことで、飛騨市の豊かな森林の価値を高めると同時に、地方創生を牽引する取り組みとして強く全国に発信することで交流、移住人口の増加につなげ、地域に新たなお金や人の流れを生むこと、そして何よりも、こうした取り組みが一過性ではなく、持続可能な仕組みとして機能させることを目指します。これらは市が第二次総合計画に定める「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」実現に大きく寄与するものであると考えております。

最後に、事業に対する市の意気込みについてお答えします。

市が本年度策定した第二次総合計画の中でも、これらの市政運営および行政の役割については、これまでの住民サービスの供給を主な役割としたあり方から、ある程度リスクを織り込んだ成長戦略の作成と、戦略を実行するための行動をベースとした取り組みへの転換が必要であるとしています。これらは、地方自治法に定める住民の福祉の増進を図ることを基本としながらも、地域創生のために必要な取り組みについては、市も主体となってチャレンジすることが必要であるということです。

また、これまでの地域振興策の多くは、行政が拠点施設を作り、その施設を運営することで地域振興を図ってきましたが、これからの地域振興は施設中心ではなく、それぞれの地域にある資源をいかに生かすかというところから始めることが重要です。

今回の取り組みは、人口減少対策や地域経済の発展に資する独自性の高い取り組みとして、全国に訴求できるものであると確信しています。事業を早期に軌道に乗せ、全国に成功事例として強く発信できることを目指し、強力にその取り組みを進めてまいりますので、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○10番（森下真次）

答弁ありがとうございます。聞けば聞くほど、楽しみになってくる事業だなというふうに思います。森林の再生、それから交流人口の拡大というような、今、飛騨市が本当に悩んでいるようなところもカバーしていけるような事業だというふうに思っております。そして、中にはツアーの実施というようなところも計画にあるということで、大変うれしく思っております。

お願いしたいことがあるんですけど、常にこの会社の動きを把握していただきまして、計画どおりに進んでいなくても、市民に情報を提供していただきたいというふうに思います。今回の事業には何度も言いますが、期待するところは本当に大きいものです。限度はあると思いますが、市も積極的にかかわっていただきまして、良い展開がしていけるように願ひまして、この質問を終わります。

続きまして、小水力発電に対する考え方は、というところで質問をさせていただきます

す。

東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、これからのエネルギー供給体制をどのようにするのか、いろいろな場においてさまざまな議論が展開されています。その中で再生可能エネルギーの推進がクローズアップされてきました。皆さんご承知のとおりですが、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギーであり、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーをいいます。これらは、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーといわれています。

日本におけるエネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料がその8割以上を占めており、そのほとんどを海外に依存しています。一方、近年、新興国の経済発展などを背景として、世界的にエネルギーの需要が増大しており、また、化石燃料の市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場が不安定化しています。

このような状況の中、エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマス、水力といった再生可能エネルギーを石油などに代わるクリーンなエネルギーとして、国においてはさらなる導入、普及を促進しています。小水力発電はその一つとして注目されています。経済産業省所管の独立行政法人の新エネルギー・産業技術総合開発機構では、出力が1,000～10,000キロワット程度のものを小水力発電として分類しています。水力発電は、明治20年代から存在していますが、現在では大規模水力に適した地点の開発はほぼ一段落しています。そこで、再び脚光を浴びているのが「小水力発電」です。太陽光発電や風力発電と違って、一定規模の電力を「安定」して発電できます。豊富な水資源を有する日本だからこそ、新たな知恵を絞り再び小水力発電の開発を進めることが求められています。

平成23年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆる「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーを継続的に増やしていこうとする国の姿勢の表れです。この法律では、太陽光、風力、バイオマス、地熱、中小水力で起こした電気を、普通の電源発電した電気よりも高い値段で買い取ることを電気事業者に義務づけています。

この制度ができたおかげで、小水力発電で発電事業をやろうと考えるとき、その発電設備でどれくらいの売電収入が得られるのか、簡単に計算できるようになりました。小水力発電の開発を国が強力に推し進めている状況ですが、自然の水の流れを利活用する方式で、水力発電所を建設するには莫大な費用がかかります。小水力発電を建設する際に一番費用がかかるのは、いわゆる土木工事の部分です。高所にある水を発電所に引き入れる水路を、いかに安く仕上げるかで発電事業の収支は大きく変わります。また、水車や発電機も数多く生産されるようになれば市場が安定し、原価も下がり安くなります。現代の技術を最大限に活用してコスト低減することにより、かつては建設を諦めなけれ

ばならなかった場所でも、小水力発電所として開発することが可能になりました。

このような状況にあつて小水力発電事業が展開され、宮川町菅沼地内において出力1,969.5キロワットの能力を有する施設が、本年4月に着工され29年11月からは売電を開始する計画があります。新会社DTS飛騨水力発電株式会社が設立され、着々と準備が進められています。今後、違う場所において施設建設があるとも聞いていますが、次の5点について市の考え方を伺います。

1点目、飛騨市における小水力発電に対する考え方は。市においては、住宅用太陽光発電システム設置補助金を設け、再生可能エネルギーの推進を図っている姿が伺われますが、小水力発電に対してはどのようにお考えなのか。

2点目、宮川町に建設される施設により雇用は創出されるのか。小水力発電事業が行われることにより、地域にお金が入る、また、雇用が生まれるなどが生じ、地域の活性化に成功しているところもありますが、今回建設予定の施設により地域で雇用は生まれるのか。

3点目、建設予定の施設は電源立地地域対策交付金の対象となるのか。27年度予算では、この交付金収入額は約8,900万円が計上されています。今回建設予定の施設による発電が交付金の対象となり増額することは、財源が厳しい市にとってはまことに望ましいことではありますが、対象となるのか。

4点目、電気事業は溪流が対象となり、釣りを主体とする観光との両立が難しくなるが。発電のための取水堰堤から発電所までの区間は減水となり、該当地域では溪流釣りを楽しむことができなくなります。釣りという一つの観光資源が減少することになり、発電と観光を両立させることは難しいと思いますが、この点はどのようにお考えになるのか。

5点目、今後、市はどのようにかわりを持つのか。発電所建設から売電にいたるまで、今後順次進められていくわけですが、市は今までどのように関わり、今後どのように関わっていくのか伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、森下議員の小水力発電に対する考え方は、についてお答えをいたします。

国内における再生可能エネルギーの創出につきましては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、急速に拡大しているところであり、市としても電気は市民生活に欠くことができないものであることから、電源の多様化の必要性は認識しています。

今回、宮川町で大和ハウス工業、東芝、地元の坂本土木が共同出資した新会社、DTS飛騨水力発電株式会社が立ち上がり、菅沼地内において小水力発電の開発に乗り出さ

れたことは既に報道発表されているとおりです。発電所の概要ですが、総事業費約28億円をかけ、2地点に分けて発電所が設置される予定であり、第1発電所が970キロワット、第2発電所が999.5キロワット、合計で1,969.5キロワットの発電出力となります。これは、約2,600世帯の電力消費量に相当し、年間で約7,000トンのCO<sub>2</sub>を削減する効果があります。工事の着工は本年4月を予定し、2年半後の平成29年11月から施設が稼働するとのことです。市といたしましても、1年ほど前から相談を受け、協議を進めてきましたが、民間事業の取り組みということもあり、なかなか公にできない状況でありました。しかし、このように早期に事業化がなされたことは喜ばしく感じております。

1点目の小水力発電に対する市の考え方ですが、ご承知のとおり、岐阜県は包蔵水量が日本一といわれており、豊富な水資源の活用が大手電力会社の手により行われてきております。未利用の水資源の有効活用は全国的にもなかなか事業化には至っておらず、国としても固定価格買取制度の買取価格を据え置くなど導入に向けて前向きであることや、特に水資源に恵まれた当地での再生可能エネルギー創出について、水力発電の導入を歓迎するものです。今回、ご質問のあったケース以外にも、小水力発電の開発は進んでおりますので、ここでご紹介させていただきます。1つ目には、市が事業主体となって運営を行う神岡町の「石神小水力発電所」、2つ目には、飛騨農業協同組合が事業主体となって運営される「JAひだ・数河村おこし発電所」、3つ目には、神岡鉱業が事業主体となって運営される発電所があります。一部、既に稼働している施設もありますが、菅沼の発電所も含め、すべてが稼働した場合の年間の発電電力量は約5千世帯強となり、飛騨市のおおよそ5割以上の世帯をカバーするほどになる予定であります。

2点目の雇用に関しましては、新会社において、発電施設を運営していく上で必要な電気管理者やダム主任技術者、事務員や工事期間中の現場事務所での事務員など若干名が新規に雇用される予定であるとお聞きしております。市といたしましては、新たな雇用機会の創出がなされることを喜ばしく思っております。

3点目の電源立地地域対策交付金との関係ですが、交付金は最大出力1,000キロワット以上の水力発電施設が対象となっており、今回の設備につきましては、その基準を下回っておりますので、交付金の対象施設とはなりません。先に述べましたように、第1発電所が970キロワット、第2発電所が999.5キロワットの計画であります。

4点目の観光との両立につきましては、確かに、宮川町において溪流釣りが盛んであり、観光面でも重要視しておりますけれども、今回の開発地点については、事業者と地元漁業協同組合様との間で協議がなされ、一定の維持流量を確保することで合意に至っておりますので、影響は限定的かというふうに考えております。

5点目の今後の市のかかわりについてですが、こうした再生可能エネルギーの創出が地元で行われることに関しては、地球温暖化対策の一助につながることであり、開発に伴い発生する各種許認可、例えば、森林法における保安林解除手続きや河川の流水を

使用する際の水利使用、ならびに土地の権利関係の調整等に積極的に協力していきたいと思っております。

しかしながら、開発を伴う事業であることから、自然環境へ与える影響や養魚を含む観光、商工面への影響などについても、しっかり情報収集を行い、行政として適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○10番（森下真次）

今、答弁をいただきました中で、1点だけお聞かせください。2点目のところでお聞かせいただきました雇用の関係なんですけれども、事務員とか多少専門的な部分での雇用が生まれるということですが、それは工事の間だけなのか、それとも終わった後も引き続き行われるのか。その点についてお聞かせください。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをいたします。電気管理者ですとか、ダムの主任技術者といわれるような方、それから会社の事務員につきましては、常駐といいますか、この先会社にお勤めになれる方で、工事期間中については、現場に仮の工事事務所を置かれるというようなことをお聞きしていますので、そこに事務員の雇用が発生するというところで理解しております。

○10番（森下真次）

ありがとうございました。こういう市内において、今後こういった発電所建設が計画される場合ですけれども、このことによって地域が活性化し、元気が出ることにも力を注いでいただくよう事業者に協力を求め、事業が進められることを希望し、この質問は終わります。

次に、道路の改修促進について伺います。

中山間地に位置し、広大な面積を持ち、約93%を森林が占め、豪雪地帯である飛騨市は、常に災害と向き合っています。また、最近のゲリラ豪雨が多発する状況の中で、防災、減災の面から道路整備は欠くことのできない事業です。

そして、人、物の移動、情報や文化を運ぶことなど、道路本来の機能を高めるためにも重要な事業です。市においては、幹線道路である国道41号においても雨量規制があり、また雪崩発生の恐れがあるときには規制がある道路など、道路機能を十分発揮していない状況にあります。

あと10日たてば、観光の起爆剤として大きな期待を寄せている待望の北陸新幹線が開業いたします。関東からは遠距離である飛騨市にとって大きな効果を発揮することを願わずにはられません。市を訪れた観光客が、より安全にスムーズに移動してもらうためにも、道路整備は不可欠の条件です。

一方、飛騨市を取り巻く東海北陸自動車道、白鳥IC－飛騨清見IC間の4車線化事業は、平成30年度中の供用開始を目指して着々と工事が進められ、また中部縦貫自動車

道、高山 IC—松本 JCT においては、まだまだ目に見える工事までは進んでいませんが、新しく事業化されたところもあり、徐々に動き出しています。これら自動車道の整備が進められることに伴い、安全にしかも時間短縮が図られ種々の効果が期待されます。

このような状況において、市を縦貫、横断、他市と連絡する、国道 41 号、360 号、471 号、県道神岡河合線、県道古川清見線の改修状況、そして今後の計画を伺います。

1 点目、本年度の改修促進活動は、またその効果は。26 年度において、どのような改修促進活動を行ったのか、またその効果はどのようにあらわれたのか。

2 点目、各路線の主な工事の進捗状況は。それぞれの道路に対して住民からの強い要望改修がありますが、現在、各路線でどのように工事が進められているのか。

3 点目、今後の整備計画は。いつまでに改修されるかは、地域住民ばかりでなく、その道路を利用する人にとっては非常に気になる場所でもあります。それぞれの路線の今後の整備計画はどのようなものか。

4 点目、27 年度の要望活動計画は、どのようにお考えなのか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

それでは、3 点目の道路の改修促進についてまとめてお答えします。

飛騨市の交通事情は、社会生活の大部分において自動車に依存しており、道路整備は今後の市の発展、存続に不可欠であると考えております。今月 14 日には北陸新幹線が開業し、東京圏との交流人口の増加が期待される中、市としましては観光面においても、今後さらに道路整備の必要性は高まるものと考え、その整備を求める要望活動に力を注いでおります。特に、昨年度より市長が道路整備期成同盟会岐阜県連合協議会の会長に就任したこともあり、国土交通省をはじめとした諸機関への要望活動につきましては、主体的な立場から活動を行っているところでございます。

これらの要望活動と、その事業の進捗につきまして路線ごとにご説明いたします。

国道 41 号につきましては、平成 25 年 7 月に神岡町船津地内で落石事故が発生し、その現地調査の結果、付近の広範囲に落石危険箇所が確認されました。これに対し、国土交通省に早急な対策を求めるため、国土交通大臣、副大臣へ、議員の皆さまや地元の団体代表者にも参加いただき要望活動を展開し、地元の生の声を東京へ届けることができました。このような中、平成 26 年度には落石事故の翌年度の採択という異例の早さで「船津割石防災」の事業化が図ることができました。

この「船津割石防災」事業は、多数の落石危険箇所を回避する局部改良事業で、その延長はトンネルを含む 3.1 キロメートルのバイパス工事であります。今年度は 5,000 万円の調査費にて、地質調査や現地測量を実施していただき、平成 27 年度は引き続き調査と設計が行われる見込みであります。

市内における他の国道41号の事業としましては「牧視距改良」事業、「梨ヶ根登坂」事業が実施されております。「牧視距改良」事業は、市道跡津川線との交差点部を拡幅することによりカーブを緩やかにする事業で、今年度はその拡幅部の基礎工事を、平成27年度は擁壁を施工され、年度内に供用が図られる予定であります。

「梨ヶ根登坂」事業は、神岡町寺林から船津の区間に登坂車線を整備するもので、大型貨物等による低速車対策および冬季の大型車のスタック対策として期待されています。今年度は調査設計と用地買収を、平成27年度も引き続き用地買収を進めると伺っております。

今後の要望活動につきましては、「船津割石防災」事業の早期完成および異常気象時通行規制区間の解消、ならびに「梨ヶ根登坂車線」事業の早期完成および数河峠全域の登坂車線化を重点項目と考えております。

次に国道360号ですが、昨年10月に岐阜県県土整備部長に対し河合町、宮川町両地域の自治会、地域振興協議会、改良促進協力会等の役員の方々とともに要望活動を実施しました。内容は「種蔵打保バイパス」の事業促進と「河合橋架け替え」を要望し、その「種蔵打保バイパス」では、仮称宮川3号トンネルの貫通式が1月28日に行われたところであります。

この「種蔵打保バイパス」は、宮川町<sup>ねがそれ</sup>祢宜ヶ沢上から巢之内間の約7.5キロメートルのバイパス工事であり、種蔵から打保までの異常気象時通行規制区間を解消するための事業で、引き続き仮称宮川3号トンネルおよびその現道取付部の整備が進められると聞いております。

また、国道360号の石川県小松市から白川村間は、地域高規格道路「小松白川連絡道路」として計画され、小松市、白山市、白川村で整備促進期成同盟会を組織されたため、国道360号全体のさらなる整備促進を図りたいとの考えから、飛騨市も平成25年度に加盟いたしました。

今後の要望活動は、「種蔵打保バイパス」の早期完成、「河合橋架け替え」の早期事業化、白川村方面の整備と冬季通行止め解消についての3点を重点項目と考えております。

国道471号の神岡町地内につきましては、一次改良済み路線ですが、局部的に狭い箇所改良等につきまして、古川土木事務所に現地でも要望するなどの活動を行っております。

これらの幹線道路を補完する道路としまして、主要地方道神岡河合線、同じく古川清見線で現在事業が進められております。神岡河合線では「杉崎太江バイパス」事業において、平成26年5月に太江地内から杉崎地内農免道路までの1工区の暫定供用がなされました。現在は、農免道路から一般県道古川国府線までの2工区の用地交渉を行っております。

また、「信包バイパス」事業は長らく事業が休止されていましたが、平成25年度に事業再開となり、今年度は一部家屋の補償が行われたところでございます。

古川清見線は「平岩・高野バイパス」事業が進められており、今年度、平成28年度までの3年間債務で仮称平岩1号橋上部工本体工事の発注がなされ、橋梁工事が進められております。

これら路線は、いずれも飛騨市にとって幹線道路であると同時に市民の重要な生活道路であり、平成27年度以降も各路線の同盟会や協力会と連携し、事業促進や新規事業化について真に市民の声を伝えるための要望活動を強く実施してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○10番（森下真次）

答弁ありがとうございました。冒頭にも言いましたけれども、市内の道路整備はまだまだ不十分と思っております。県、国の管理道路につきましては、要望を続けていくしかないということが最大のところでありますので、今後も国道41号の船津地内でありましたように、異例の速さで事業化できるような、そんな工夫を凝らして要望を続けて、皆さんが願っている道路改修が早期に実現することを強く願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔10番 森下真次 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。なお、再開は2時35分といたします。

（ 休憩 午後2時21分 再開 午後2時35分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは早速質問に入ります。私は、3点について質問をいたします。まず第1点目ですが、補正予算、新年度予算と重点政策についてお聞きをしたいと思います。

国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定をいたしました。その目的は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにあります。

また、いくつか基本理念がありますが、1つは国民が個性豊かで魅力ある地域社会で

潤いある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備する。また、日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保等にあると思います。

飛騨市の新年度の重点施策につきましては、人口減少の克服、活力ある地域経済の実現、良質な暮らしを実現できるまちづくり、この3点でありますし、人口減少の克服では、保育園と小中学校入学のたびに、父母に10万円分の商品券を交付する事業に6,140万円、若年夫婦らのマイホーム取得を支援する住宅新築・購入支援助成に1,500万、妊娠・出産・育児など女性が働きやすい環境をつくる「女性の社会進出推進宣言」を企業の支援に500万円を計上してあります。活力ある地域経済の実現では、高性能林業機械の導入補助に810万、産業用トウガラシの栽培支援に200万。良質な暮らしを実現できるまちづくりでは、不妊、不育症治療にかかる交通費などに748万、介護職員初任者の研究費の助成に30万円盛り込んであります。そこで、新年度予算実行に当たり、次の点について市長の見解を伺いたいと思います。

1つは、3月補正は大型であるということではありますが、地方創生先行型交付金など予算を前倒しにした理由は何か。また交付金は、いつごろ支給をされるのか。

2つ目は、地方創生法の制定が、二次総の政策総点検を受けて、政策方針の柱と位置付けた、いわゆる3本柱を強力に推進する絶好の機会であると、こう捉えておりますが、この絶好の機会を捉える背景、根拠は何か。

それから、新年度の重要施策実現のための市長の不退転の決意を伺いたいと思います。

4つ目、都市再生整備計画事業の神岡の計画は何か。以上、質問をいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、山下議員の質問にお答えをさせていただきます。1点目の地方創生先行型交付金など予算を前倒しした理由でございます。また交付金はいつ支給されるか、についてお答えをいたします。

本年2月の国の補正予算において「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」が創設されましたが、この交付金は「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の2本立てとなっております。

「地域消費喚起・生活支援型」の目的は、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するための事業の実施とされておりまして、飛騨市ではプレミアム商品券発行事業、ふるさと名物商品販売促進事業、低所得者向け福祉商品券助成事業に対し約6,300万円を活用したいと考えているところでございます。

また、「地方創生先行型」の目的は、市町村まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、な

らびに地方版の総合戦略の策定に先行して行う事業であって、地方版総合戦略に位置付けられる見込みの事業の実施とされておりまして、飛騨市では総合戦略の策定に必要な調査費、観光振興関係の事業、公共交通再編事業に関する経費へ約4,800万円の活用を考えております。

これらの事業は国の補正予算という性格上、国からは早期執行に努めるよう求められておりまして、原則26年度の補正予算に計上するものとされていることから、必要な事業を補正予算に計上したものでございます。また、これらの事業は現在申請手続きを進めておりますが、交付金の支払い時期につきましては4月中を予定していると聞いていますところでございます。

2点目の絶好の機会と捉えるその理由でございます。根拠でございます。飛騨市では、平成24年度に実施をいたしました政策総点検において、人口減少・少子化対策、地域・組織・産業の活性化、シルバー世代の生きがいと自律が大きな課題であるとして、これまで対策を進めてまいりました。

今回、国が定めた、まち・ひと・しごと創生法では目的として「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」としているところでございます。

具体的には、「まち」では、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める社会の形成、「ひと」では、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、「しごと」では、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出、を一体的に推進することとしているところでございます。

これらの方針は、飛騨市がこれまで進めてまいりました、また今後進めようとしております人口減少対策、それから地域経済の活性化、良質な暮らしの実現に向けさまざまな事業を進める上で、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることにより得られる財政上の措置が期待できます。具体的には、今回の補正による地方創生先行型の交付金もそうでございますし、国が平成28年度から本格実施をいたします新型交付金なども有効に活用できると考えているところでございます。

また、国、県が総合戦略に基づき地方創生のために展開するさまざまな事業や、税制、財政措置なども、今後市が進める諸施策の実行においては追い風になるものと考えております。

3点目でございますが、市長の不退転の決意を、ということでございます。

私は就任以来、市民の皆さまとの対話を重視してまいりました。「愛着あるこのまちで、いつまでも幸せに暮らしたい」こうした市民の願いを必ずや実現すると決意し、公務にあたってまいりました。「基礎自治体の役割は、全ての市民の一生を支え続けること」にあります。この信念を貫き、これまで市民の豊かな暮らしに欠かせない教育、福祉、生

活環境の充実を重視した施策を展開してきたところでございます。

一方で、我が国は2008年をピークとして人口減少の局面に入り、地方においては「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」といった負の連鎖に陥らないようにすることが最重要課題となってきました。そこで私は、この課題を克服するためには、長期的な視点を持って、少子化対策、地域経済の活性化対策など、総合的な取り組みを集中的に実施することが有効であると認識をしております。平成27年度予算案には、若い世代の支援など「未来への投資」に重点を置いた事業を計上いたしました。

さらに、活力ある地域経済を実現するために、既成概念を打ち破り「新しい経済的価値」の創造に果敢に挑戦する「人・企業・組織」を積極的に支援をしてみたいというふうに思っております。

飛騨市の真価が問われる時を迎えました。今後「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」を創造していかなければなりません。私は、前も申し上げましたけれども「質実剛健」を信条に、市民の負託に応えるべく全力で邁進をしてみたいと思っております。くどいようですが「質実剛健」とは、派手さはないけれども真面目にしっかりして進むということでございますので、あまり大きな花火は上げませんが、確実に前へ進む飛騨市の市政運営を貫いてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

市長、井上久則君。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

ちょっと力が入りまして、答弁漏れでございます。4番目の神岡地区の都市再生整備計画事業についてお答えをしておりませんでしたので、引き続き答えさせていただきます。

神岡町においては、平成20年度から5カ年の都市再生整備計画事業により、平成18年豪雪の経験を踏まえた市街地における冬期の生活環境の改善を図るために、道路融雪や学校、地域交流施設の整備など市民が快適に暮らせる生活拠点整備を実施してきたところでございます。

こうした状況の中で、飛騨市は人口減少の克服と、市民がいつまでも安心と希望を持って未来へ飛躍し、活力ある地域経済の実現を目指すために、今年度新たに神岡地区第2期都市再生整備計画を策定いたしました。

計画の概要につきましては、鉄道の廃線敷を活用したレールマウンテンバイクなど地域の歴史資源を生かし、観光交流人口の増加を図ることを目的に、旧奥飛騨温泉口駅および坂巻公園周辺において、レールパーク構想に向け、より多くの観光客を呼び込むた

めの憩いの場として交流広場を整備いたします。

次に、昭和の懐かしさが残る共同水屋や古民家などの歴史・文化を活かした街なかの回遊性の向上と来訪者の街なかへの誘導を図り、賑わいと活力を創出することを目的に、1つ目の回遊性の向上を図るため、街なかの観光施設をPRする街めぐり情報案内施設を整備いたします。また、街歩き回遊ルートについては、快適性を向上させるために公園トイレのバリアフリー改修を行い、冬期における安全な歩行空間を確保するために、道路消雪設備を整備いたします。

2つ目の観光客の街なかへの誘導を図るために、街歩きの拠点として駐車場整備を行うとともに、神岡振興事務所周辺において、市民や観光客がくつろげる交流広場を整備いたします。

この計画に基づき平成27年度においては、蟻川公園のトイレ改修工事、それから神岡振興事務所周辺の交流広場の整備に伴います測量、設計、および船津中央地区の道路消雪設備の整備に伴う井戸の調査、設計を行います。今後もこれらの都市再生整備計画事業を活用しながら、地域の歴史や文化を生かし、観光交流人口の増加を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

〔市長 井上久則 着席〕

○15番（山下博文）

補正ということですね。基本的に補正というのは、当年度内で事業を完成するための補正なんだと私は思いますね。今回の補正、だいぶ金額が大きいですが、この議会は3月18日まであるんですな。最終の議決はそこなんですよね。それ以降じゃないと事業はできないということになるのですが、先ほどの市長の説明ですと、国の関係で予算がそういうふうになってくるという、とりあえず当年度内に計画を立てて、予算を立てておいて、そしてあと延びても4月以降の交付金を活用して事業を行うということですが、それでですね、3月以内いわゆる当年度内のできる今補正の中です、3月いっぱいのできる事業と、それから繰越明許といいますか、4月以降になっていくと。それはどれくらいの割合ですか、今。補正では。

△市長（井上久則）

国の指導によってということもあつたんですけど、これは全て100%繰り越しをさせていただいて事業を進めていくということになるろうかと思えます。できればプレミアム商品券なんかの商品券の印刷とかですね、そういったものには手を付けられるかもしれませんが、100%繰り越しで進めてまいりたいというふうに思っています。

○15番（山下博文）

我々の任期はもう1年なんです、来年。市長も同じです。残りは1年になったと。そういう意味で先ほど市長の決意を聞かせていただいたということではありますが、そこで、いわゆるこの増田レポートというやつですね、日本創成会議の座長である増田さんが元総務大臣ですか、やられた、いわゆる地方自治の消滅ということで、890いくつとい

うような自治体が消滅してしまうよというようなことをやって、この消滅が独り歩きしているような感じがします。私は、地方の人口がゼロなんてことはあり得ないわけです。そんなことはあり得ないわけでありまして、そしてここで言っていることは、こういう人口減少が続く中でですね、何もしない自治体は破たんしますよということだと私は思っているのですが、そういう意味の地方自治の消滅だというふうに思っております。

そこでですね、市長にお聞きしますが、増田レポートは地方が消滅してしまうと危機感をあおり、自治体が抱えるさまざまな問題を人口問題に置き換えてしまう。言い換えれば、本質から目を背けさせてしまうことになりかねないというふうに感じているのですが、これの市長の見解をお聞きします。

△市長（井上久則）

先ほど山下議員言われましたように、何もしないと消滅しますよという危機感を植え付けてくれたというふうには思っております。自治体が消滅するなんてことはあり得ないし、そしてそんなことになるような市政運営はしていけないということで、今の人口減少対策実行プランも、そういった意味で早く手掛けて作らせていただいて、その増田レポートのようなことにならないように進めていくのが、今後の飛騨市の進む道だということを強く今感じしておりますので、ああいった数字に踊らされずに自らがしっかりやることだけをしっかりとやって、前へ進めていきたいなというふうに思っております。

○15番（山下博文）

市長の今の決意を聞かせていただきました。人口問題は、これは合併してからずっと抱えている問題ですね、飛騨市は。そう簡単に解決するような問題ではないというふうには私は思いますけど、精一杯また取り組まれること期待をしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。トレーニング施設建設について。

教育委員会は平成20年3月に、飛騨市スポーツ振興計画を策定しました。そこでは飛騨市の将来像として、市民が「スポーツに親しみ、生涯にわたって継続することは、健康の増進につながる」ことから、「スポーツによる活力と安らぎのあるまちづくり」を目指し、この計画の重点施策の一つとして「利用しやすい体育施設の整備・充実、器具備品の更新」、「トレーニングルーム等、冬季期間でも運動ができ、身近なところで利用できる施設の整備を進める」としております。

市は、市民の生涯スポーツの推進、健康維持増進および体力向上に資するために設置するトレーニング施設のあり方について意見を求める、飛騨市トレーニング施設検討委員会を昨年4月に設置をしました。検討委員会は、4月から都合4回開催され、10月に答申書が出されていると聞いております。そこで、次の点について質問します。

必要な設備、器具等、施設の概要と建設時期について。2つ目は、建設場所はどこか。それから、トレーニングの指導者は配置されるのか。3点についてお聞きします。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、山下議員のご質問にお答えをさせていただきます。トレーニング施設の建設について。まず、現状の説明をさせていただきます。その後3点について回答をさせていただきます。

まず現状でございますが、ご承知のように、市では本年度「トレーニング施設検討委員会設置要綱」を定め、「市民の生涯スポーツの推進、健康維持増進及び体力向上に資するための整備についての検討を行う飛騨市トレーニング施設検討委員会」にて検討を行いました。

報告書の概要として、整備目的を「トレーニング初心者からアスリートまでの全ての人々が筋力アップや競技力の向上を目指すとともに、若者から高齢者までが健康の維持促進と介護予防を目指す施設とする」、もう1点でございますが「神岡町桜ヶ丘体育館の既存トレーニング施設についても体育館内部設備、トレーニング器具類の拡充を図る」とまとめられ、この報告書を基にトレーニング施設の建設、桜ヶ丘体育館トレーニング施設の改修を行うための検討を行いました。

今回ご質問のトレーニング施設建設については、施設規模、設置器材、スタッフなどの管理運営、建設候補地について検討を行いました。

まず、費用関係でございます。試算では、土地購入費関係を含まない建築費関係で、面積300平方メートルの場合、約9,000万円、400平方メートルの場合、1億1,500万の試算となり、これに屋内のトレーニング機材類設置関係で約3,000万円が必要となる結果となりました。

このように、建設費が膨大になることが予想されることから、将来的に手戻りをなくし万全を期すため、専門的知識を有する学校関係機関から有識者をお願いし、建設検討委員会を新たに設け、具体的な詳細の検討を新年度早期に行う計画といたしました。

まず1点目、必要な設備、器具など施設の概要と設置時期についてでございます。必要な設備関係としましては、トレーニングエリア、更衣室およびトイレの設置にとどめる計画といたします。ワンフロアでの整備を予定し、内部を大きく4ブロックに分け、健康診断リラクスクーナー、ストレッチ運動など用具を使用せず体全体を動かすコーナー、ウエイト・筋力トレーニング、有酸素運動の各コーナーを設ける計画です。

各コーナーごとの内容になりますが、健康診断リラクスクーナーには、血圧計、体脂肪計などの健康測定器具を設置する予定です。ウエイト筋力トレーニングコーナーには、ベンチプレス、バーベル、ダンベル器具、背筋、バタフライマシンでございます、上腹筋ショルダープレスマシン、足の筋力維持のためのレッグプレスマシンなどの設置を行う予定としています。有酸素運動コーナーには、ランニングマシン、ウォーキングマシンなどの設置を検討しております。

先に述べましたように、建設委員会の意見を取り入れての計画購入としたい考えであり、桜ヶ丘体育館の既存施設改修整備についても、参考になると考えております。

建設の時期につきましては、平成27年度の早期に検討着手し、地質調査、実施設計、

法令上の諸条件調査および関係機関との調整、工事費算定など、整備に必要な環境を整え、28年度早期の完成を目指したいと考えをしております。

なお、新たに土地の購入が生じる場合には、地権者との交渉が必要となりますので、交渉期間分の遅延が生じることが予想されます。

2点目、建設場所はどこか、についてでございます。建設予定地につきましては、最終的に決定はしておりませんが、候補地の条件として利用者の方の、車、JR、バスなどの公共交通機関を利用するの利便性の確保。市民の方が集まりやすい場所ということでございます。また、市有地、民有地を問わず、建築用敷地、駐車場などの施設必要面積が確保できること。教育委員会管理施設を含む、他の市の管理施設との連携が図れる場所などを条件に選定を行う予定としております。

3のトレーニングの指導者は配置されるのか、についてでございます。運営スタッフ関係として、利用者個々の健康チェック、施設利用の目的、体力、体調に合わせたトレーニングプログラムが作成、指導できる専門的な知識を持ったスタッフの配置が必要と考えております。

トレーニング指導者の具体的業務といたしまして、利用者の事情や目的に応じ、根拠に基づいたトレーニングメニューの作成、目的への取り組み方や必要な器具の使い方の指導、利用者のレベルや目的に応じ楽しく、安全に行えるよう継続的な指導、利用者が安心して利用できよう、さまざまな面からサポート、さらにはダイエットやメタボ対策、ストレス解消、腰痛改善などを持って通っている方も想定をしております。

このため、基礎知識があり、利用者の事情や目的、状況に応じて臨機応変に対応することが、配置予定のトレーニング指導者の役割と考えております。相手の立場になり、気持ちよくスポーツが継続して続けられる環境づくりが必要と考えております。

冒頭で述べましたように、桜ヶ丘体育館内トレーニング施設改修についても、必要性は十分認識をしておりますので、今回のトレーニング施設建築と時期を合わせての改修が行えるよう努めます。計画当初より整備計画が遅れておりますが、将来を見越しての対応でありますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○15番（山下博文）

建設場所は、今未定だということですね。ただ、桜ヶ丘体育館、神岡に桜ヶ丘がありますね、あそこを充実するというお話しでありますから、大体想定するのは古川だということになると思うんですが、その検討委員会の中で初めから古川ありきなのか、あるいは古川のどこかかということなのか、飛騨市全体で考えるのか、こちら辺についてお聞きします。

△市長（井上久則）

桜ヶ丘体育館の充実を図るということになりますと、やはり古川を考えております。古川の今ほど言いましたJRとか公共交通を利用してということになりますと、どうし

でも町なかに必要なようになってくるのではないかなというような、今思っているわけですが、この辺を含めて、今検討中でございます。早期に場所を決めて、実施設計に入りたいというふうに思っていますので、できれば市有地、持っている土地の中でやれば土地代も助かるということでございますので、そういった方向で今検討をしているところでございます。場所は、古川町になるというふうに思っています。

○15番（山下博文）

このトレーニング施設ですね、市民の皆さんの待望久しい施設だというふうに思います。基本的に使いやすい、いつでも使えるというような考えで造られるということですが、来年完成をするということで大いに期待をしたいし、市民の皆さんの健康増進、維持をできるそういう施設に、ぜひ、やっていただきたいというふうに思います。それでは、次の質問に入ります。

◎議長（菅沼明彦）

すみません。市長、井上久則君。

△市長（井上久則）

神岡にある桜ヶ丘体育館につきましては、今、新しく造るトレーニング施設と同様なもので充実をしていきたいということでございますので、飛騨市の中に2カ所こういったものができるというふうに理解をしていただきたいと。ただ、桜ヶ丘体育館のスペースによって多少は違ってくると思いますけれども、同様なものが2カ所できるというように理解をしていただきたいというふうに思っています。

○15番（山下博文）

それでは、3番目の質問に入ります。飛騨市の人材育成について。

増田レポート以降、自治体の存亡が大きく取り上げられるようになりました。飛騨市も消滅の自治体の一つとなっており、市民が安全安心に暮らしていくためにも人材の育成が急務であります。

岐阜県内でも医療や介護分野の人手不足は深刻さを増しております。介護分野の有効求人倍率は3.97で、高いほうから東京、愛知に次いで全国で3番目。医師数は人口10万人当たり195.4人ということで、全国38位。介護の需要は伸びる一方で、医療や介護サービスを維持するための担い手の育成は重要な課題となっております。

また、昨今の災害発生状況からして、岐阜県は防災地域に根付いた防災リーダーの育成を図る。防災士はNPO法人日本防災士機構の認定資格であります。全国で8万8千人いるということですが、県内では2,567人が登録をされております。地域防災向上のため、県は一昨年からは地域で活躍できる人材「防災リーダー」の育成を推進。17年度までの5年間で防災士1,500人育成を目標にしております。

この比較的災害の発生が少ないといわれる飛騨市ではありますが、今年度も大雨による道路の損壊、農業被害、また大雪による停電、倒木災害が多発し、高齢化が進む飛騨市は強靱なまちづくりが求められております。飛騨市の人材育成のあるべき姿について質

問をいたします。

1つは、医療、介護の担い手育成について。防災リーダーの育成について。飛騨市臨時職員の処遇改善、賃金、一時金、退職金。処遇改善で雇用を確保するということについて質問をいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔病院管理室長 川上清秋 登壇〕

□病院管理室長（川上清秋）

それでは飛騨市の人材育成についての1点目、医療、介護の担い手育成についてお答えいたします。

医療従事者の担い手育成につきましては、飛騨市は平成24年度から医師養成資金貸与条例、看護師等修学資金貸与条例を制定し、医師、看護師等医療に携わる担い手の確保に向けた取り組みを行っています。医師養成資金の貸与金額は、医科大学医学科入学時に30万円、修学期間中は月額20万円としています。また、看護師等養成資金貸与金額につきましては月額7万円で、平成26年度に1名の看護学生が当制度を利用した貸与を受け始めました。残念ながら、医師養成資金の貸与は現在ありませんが、飛騨市出身の大学の地域枠での医大生が増えてきており、将来地元に戻って医療に携われることを期待しております。

地域枠についてですが、岐阜県が県内の医師が不足する地域の地域医療の確保を図ることを目的に、将来県内の医療機関において勤務し、地域医療に貢献する意思のある医学生に対して修学資金を貸し付け、医師免許取得後、県内の臨床研修病院で初期臨床研修を実施し、その後一定期間9年間でございますが、県内の医療機関において勤務するなどの一定の条件を満たした場合には、この修学資金の返済が免除される制度です。地域枠は、岐阜大学医学部医学科に25名の枠を設け、入学年度は月額10万円と授業料相当額の53万5,800円、入学金相当額の28万2,000円の計201万7,800円、2年目以降は年間173万5,800円を貸し付ける制度となっております。2025年度までに地域枠から最大で275人の医師が県内の病院に配属される見込みとなっております。

岐阜大学医学部医学科の地域枠に、飛騨市出身者が現在、5年生1人、3年生1人、2年生1人、1年生1人の4人が修学をしております。また、地域枠とは別に、自治医科大学に2年生ですけれども、1人修学をしております。さらに、平成27年度、来年度ですが、名古屋大学医学部へ1名入学されるとの情報を得ており、医師免許取得後に地域医療の担い手として活躍されることを切望しております。

介護の担い手育成につきましては、平成27年度予算に介護職員初任者研修費の助成事業として組み込まれております。高齢化社会に対応するための取り組みがなされており、多くの方が利用されることを願っております。以上で終わります。

〔病院管理室長 川上清秋 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

私のほうからは、2点目と3点目についてお答えさせていただきます。最初に、2点目の防災リーダーの育成についてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、県では平成26年度までに県内での防災士1,500人の育成を目標とし、平成25年度から「岐阜県総合防災リーダー育成講座」を開催し、NPO法人日本防災士機構の「防災士」認定に必要となる講習や試験の実施しております。

この「防災士」認定制度の基本理念といたしましては、一つ目に「自助：自分の命は自分で守る」、二つ目に「共助：地域・職場で助け合い、被害の拡大を防ぐ」、三つ目に「協働：市民、企業、自治体関係機関等が協力して活動する」というもので、自主防災組織や企業への防災の基本理念の浸透と地域防災力の向上を図るための制度であります。

飛騨市においては、平成26年度に、この岐阜県総合防災リーダー育成講座に3名の方が受講され、試験も合格されております。

飛騨市には、各地域に自主防災組織がありますが、組織内に防災リーダーが存在すれば、平常時から地域の防災上の問題点の改善や、災害時の自主防災組織の円滑な活動につながり、被害軽減などの効果が期待できるものであります。

議員ご指摘のように、さらなる飛騨市の防災力向上のためには、防災リーダーの育成は必要なことと考えておりますので、岐阜県総合防災リーダー育成講座の受講につきましては、自主防災組織や企業への呼び掛けを行い、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の飛騨市臨時職員の処遇改善で雇用確保についてお答えいたします。

臨時職員の賃金につきましては、平成23年度の同種の、同じ職種でございますけれども、同種の民間企業と初任給の前歴換算、基本賃金、定期昇給、扶養手当、資格手当、退職金との比較を行い、当市の待遇を確認しました。臨時職員ということから、扶養手当、資格手当、退職金については制度上手当てすることができませんでした。

しかしながら、介護職に関しましては、職務の困難さや人材確保を考慮し、平成24年度から介護支援専門員、ケアマネでございますけれども、の方につきましてはプラス6,700円、主任介護福祉士につきましてはプラス7,100円、介護福祉士はプラス8,800円、介護士はプラス6,300円の賃金のベースアップを図ったところがあります。加えて、勤続5年を経過した夜間勤務のできる嘱託の介護職員に限り定期昇給を導入し、待遇の改善を実施しております。

一時金や退職金について雇用を確保するご提案については、全ての業種において現状

を維持することが妥当であり、現状を維持しながら雇用を確保していくよう努力したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○15番（山下博文）

この臨職の介護士ですね、たかはら病院のほうはどうなんでしょうか。数は。

□病院管理室長（川上清秋）

老健たかはらにつきましても、介護職員は不足をしております。特に退職ということではないんですけども、募集をかけても応募がない。泊まりをしていただけるという希望の方がみえないというような状況でございます。以上です。

○15番（山下博文）

前回の一般質問で多少言いましたけれども、飛騨市民病院祭というのが行われて、病院祭があって、そのときに現役のお医者さん、それから看護婦長さんみたいですね、何て言うか正式には知りませんが、そういう人のご意見がある中で、介護士が足らんだということ、本当にその足らんというか、定数から言えば足らんのでしょうが、要は辞めていくということですね、抑えられない。それはやはり労働条件なんですよ。わたしはやはり、もともと臨職の方ですから正職員と比べれば当然差があるわけですけども、それでも労働条件の良い所へ、ダーッとそこへ行きますよ、そりゃあね。ですから、私はやはり臨職の方の労働条件、今24年、5年という話ですが、もう今27年ですよ。やはり一般的に大体ベースアップするのは毎年です、額には差がありますけれども。毎年、労働条件はアップしているんですよ。当然、退職も一時金も上がってくるわけですね。ところが正職の方は、こうやって1回やればまた放置されているということですから、私はやはり、この臨職の方の労働条件もぜひ上げてほしいというふうに思いますが、市長の考えをお聞かせください。

□総務部長（小倉孝文）

今言いましたのは、24年度にベースアップしまして、それから1年おきには定期昇給はしていただいているということをお願いいたします。

○15番（山下博文）

1年おきですか、定昇は。でしたね、今。

□総務部長（小倉孝文）

毎年でございます。よろしく願いいたします。

○15番（山下博文）

定昇は毎年やられているということで、ちょっと額については後からどこかで聞かせていただきますが、そういうふうに改善に取り組まれていることについては、私も結構だと思っておりますけれども、ただ全般的に低いですよ。低いですから、もう少し上げていくというふうな方法で取り組んでいただきたいと思います。そうでないと、おらんようになってしまうよ人は、本当に。

それから、防災リーダーといいますかね、この目的は民間の人を。私はこの防災リーダーというのは、地域に根付いた人でないと駄目だと思っているんですよ。どこでも行ってもという、自分の住んでいる場所で活躍してもらえれば、私はもう十分だと思います。それで、毎年9月1日前後で訓練をやられますが、まだまだ4町の中で温度差があるというふうに思うのですが、これからその低いほうのレベルアップをされるといいですか、そういうことはやってほしいと思うのです。私も神岡に住んでいて、今日はどこやらの地域がやっているというくらいのもんで、自分の地域なら当然参加をしますが、よその地域、町内だったら知らん顔しているというような傾向がまだまだあるような気がしますので、全体的にレベルアップしてもらいたいと思いますが、あと、防災リーダーばかりではなく、地域ごとの防災ですね、自主防災組織がまだまだ全部はできていないというふうには思っているのですが、これから飛騨市でどういうふうに、どこまでレベルアップしていくかというような計画はありますか。

□総務部長（小倉孝文）

今の市のほうでは、第3次行革の作成中でございますけれども、その中で地域防災組織につきましても、当然今後は介護者の避難等も必要であるということで、今後訓練につきましては効率を上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○15番（山下博文）

ちょっとよく分からない所もあるのですが。こんなことは一朝一夕でできる問題でもありませんし、それぞれの町は歴史がありますから、合併して10年を越えているわけですが、なかなかまだ昔の体質というものは抜けきらないのではないかとこのように思います。めげずに努力をしていただきたいと思います。それでは、以上で私の質問を終わります。

〔15番 山下博文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。明日の会議は、午前10時といたします。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時25分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長

菅沼 明彦

飛驒市議会議員（10番）

森下 真次

飛驒市議会議員（11番）

高原 邦子